

| | |
|-----------|-------|
| 財務部長 | 千葉雄文 |
| 総合政策部長 | 後村文子 |
| こども家庭部長 | 若松伸一 |
| 交通・地域社会部長 | 船木久義 |
| 環境エネルギー部長 | 豊島信幸 |
| 健康医療福祉部長 | 守川義信 |
| 経済産業部長 | 上沢謙一 |
| 観光交流推進部長 | 齋藤直樹 |
| 農林水産部長 | 成田澄人 |
| 県土整備部長 | 新屋孝文 |
| 危機管理局長 | 築田潮 |
| 国スポ・障スポ局長 | 出崎和夫 |
| 会計管理者 | 小坂秀滋 |
| 教育長 | 張知子 |
| 警察本部長 | 安田貴司 |
| 監査委員 | 佐々木知彦 |
| 教育次長 | 坂上佳苗 |
| 警務部長 | 中村誠 |
| 監査委員事務局長 | 松田大 |

○議長（工藤慎康）　おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎一般質問継続

○議長（工藤慎康）　一般質問を継続いたします。

四番工藤悠平議員の登壇を許可いたします。——工藤悠平議員。

○四番（工藤悠平）　おはようございます。自由民主党の工藤悠平でございます。第三百二十四回定例会に当たり、通告に従いまして質問してまいります。

まず初めに、県産農林水産品の台湾向け輸出促進について伺います。

本県が誇る豊かな農林水産品は、その品質の高さから、国内はもとより海外からも高い評価を得ており、本県の基幹産業として地域経済を支える重要な柱であります。特にアジア圏における経済成長に伴う食への関心の多様化は、県産品の販路拡大にとって大きなチャンスであります。また、為替市場は歴史的な円安傾向にあり、より積極的な輸出促進策の展開が望まれる機運にあります。

中でも台湾は、地理的な近さや長年にわたる友好的な関係、そして、日本の食文化への理解が深いことから、本県の農林水産品の最重要輸出市場の一つとして位置づけられております。国においても農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略を掲げ、台湾を主要な輸出先と位置づけており、二〇一四年の台湾輸出額は前年比で増加し、国・地域別で第三位となるなど、その重要性は高まっています。

また、二〇一三年には日本台湾交流協会と連携し、現地で輸出事業者等を支援する台湾輸出支援プラットフォームを立ち上げ、規制動向といつた情報発信など、現地で輸出事業者等の販路拡大を支援する活動も推進しています。この動きは本県にとりましても販路拡大の追い風となり、リンゴだけにとどまらず、多様な恵まれた県産品の理解と普及につながる絶好の機会であると考えます。

これまで、本県がリンゴ生果を中心とした輸出実績を積み重ねてきたことは大変意義深いものがあります。本年八月、台北市議会議員の方々や台湾の経済団体である三三青年会の皆さんと交流する機会がありました。その際、私が青森県出身ということを伝えると、皆さんは当然のように、リンゴのところですよねと応じられました。それだけ青森リンドゴは台湾の皆さんにはなじみのものであると実感し、改めて国際的なブランドの確立に携わってきた県人の皆様方のこれまでの御尽力に対し敬意の念を抱きました。

本県においては、ホタテ、マグロといった高品質な水産物、米、野菜、さらには、これらを活用した加工食品、酒類など、多様な県産品があり、

リンゴ以外の品目についても大きな潜在的需要が存在いたします。この需要を確実に取り込み、本県の輸出産品の多角化を推進することは、生産者の所得向上と地域経済の活性化に直結するものであると考えます。

また、台湾の市場動向として、エレクトロニクスや半導体産業が盛んであるとともに、食の分野では、食品加工業は高度な冷蔵・冷凍技術、機能性食品の開発といった分野で技術革新が進んでおり、県産品を基に青森と台湾による新たな商品の誕生といった期待もできます。県においては、今こそリンゴに続く、台湾における第一、第三の青森ブランド確立に向けて、この重要な台湾市場において、戦略的かつ集中的に取り組む必要があると考えます。

そこで、次の二点について伺います。

一点目として、直近における県産農林水産品の台湾への輸出実績について伺います。

次に、二点目として、リンゴ生果以外の県産農林水産品の台湾向け輸出拡大に、今年度、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、台湾からの誘客促進について伺います。

新型コロナウイルスの蔓延による行動制限は、国内観光業界にとって大打撃となりましたが、五類に移行して以降、海外からの訪日観光客は急速に回復いたしました。日本政府観光局によると、二〇二四年の訪日外客数は、コロナ禍前の二〇一九年を上回り、過去最多を記録し、続く二〇二五年も数値を伸ばしています。

本県においても、外国人観光客を見かける機会が増えました。私の地

元である八戸市の二〇二四年度の市内主要観光施設五か所の観光入込客数の合計は三百四十万九千人余りとなり、コロナ禍前の二〇一九年度比で九八・一%とほぼ回復しており、特に八食センターと種差インフォメーションセンターの両施設は、二〇一九年度の実績を超えております。中でも種差インフォメーションセンターは、二〇一九年度よりも一・

五倍以上となつており、みちのく潮風トレイルの全線開通五周年という

タイミングや、アクティビティー志向の傾向にある観光ニーズによるものと推察されます。これは、特に外国人観光客の伸びが寄与したようあります。

このインバウンド需要をいかに確実に取り込んでいくか。特にコロナ禍前より本県のインバウンド誘客を牽引してきた台湾からの旅行客は、エバー航空による定期便の再開も相まって、より増していると思われます。

台湾からの観光客のニーズのキーワードとして挙がっているのが、一つは食であり、また、雪や四季であるとされております。また、台湾からの観光客自身も、近年の訪日観光客によるオーバーブーリズムの問題を認識している人が多く、大都市や初心者向けのゴールデンルートを避ける傾向にあるとのことです。さらには、台湾人旅行者の訪日リピータ率は約九割と非常に高く、例えば北海道と沖縄が気候、文化、風土と全く違った体験ができるというように、まだ行ったことのない地方への需要も高まっています。まさに本県はそのニーズに合致するところがあり、多様な食文化、四季折々の自然とともに体験できる様々なアクティビティー、また、観光客自身が発掘する新たな観光資源の掘り起こしを含め、台湾からの誘客をより推し進めていく必要があると考えます。

そこで、次の二点について伺います。

一点目として、本年一月から八月までの本県における台湾からの延べ宿泊者数の状況について伺います。

二点目として、台湾からの誘客促進に、今年度、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、かかりつけ医機能報告制度の推進について伺います。

私は、昨年九月の定例会において、高齢化が加速する本県における最重要課題の一つとして、在宅医療の推進について質問させていただきました。

御承知のとおり、我が国は、団塊の世代が全て七十五歳以上となる二

〇二五年に突入したわけですが、さらに高齢者人口がピークを迎える二〇四〇年を見据え、医療需要の質的転換期にあるとも言えます。

医療技術の進歩により救命率が向上する一方で、複数の慢性疾患を抱え、医療と介護双方の支援を必要とする高齢者が地域に急増しております。これまでの治す医療から、住み慣れた地域で生活を続けながら病気と共存する治し支える医療への転換を図ることが求められております。

八戸市では、connect8という医療・介護専用のICTツールが導入され、先進的な運用がなされております。これは、かかりつけの医療機関、飲んでいる薬、既往歴などの情報を在宅医療・介護の関係機関が共有することにより、例えば重複投薬の防止や患者の容体が急変した際の迅速な対応など、より効率的かつ適切なケアを行うための取組が行われておりますが、このようなチームで支える仕組みは全県でより一層求められます。

こうした現場の動きに加え、国においては、医療法の一部改正に伴い、

今年度から新たにかかりつけ医機能報告制度がスタートいたしました。これまでかかりつけ医という言葉は日常的に使われてきましたが、具体的にどの医療機関がどのような機能を担っているのか住民には分かりにくい側面がありました。この新しい制度は、身近な地域における日常的な診療、健康管理や疾病予防のための指導、そして、夜間、休日の対応や訪問診療、ひとりといった在宅医療など、それぞれの医療機関が有するかかりつけ医機能を都道府県に報告し、その情報を可視化するものです。県民の皆さんのが自身の健康状態やライフステージに合わせて適切な医療機関を選択できるようになるためには、情報の見える化が不可欠です。地域において効率的かつ過不足なく必要な医療を提供するためには、本制度を最大限に活用していくことが必要であると考えます。そこで、次の二点について伺います。

一点目として、かかりつけ医機能報告制度の概要について伺います。

二点目として、本制度を推進していくため、県ではどのように取り組

んでいくのか伺います。

次に、介護現場の生産性向上の取組について伺います。

本県における急速な高齢化の進展とそれを支える生産年齢人口の減少は、介護現場に極めて深刻な人手不足をもたらしております。

二〇四〇年問題を見据えたとき、現行の介護サービス提供体制を維持し、県民が必要な介護を受け続けられるようにするためには、人材の確保、定着に向けた取組と並行して、限られた人的資源を最大限に生かすための介護現場の革新が必須となっております。

介護テクノロジーは、まさにその課題解決になくてはならないツールであります。介護テクノロジーの導入は身体的負担を大幅に軽減し、そこで生まれる心の余裕が一層温かみのあるケアに専念できるということから、介護従事者、利用者双方にとりまして有益なものであると考えます。

加えて、このテクノロジー導入こそが介護職の若手人材の確保と定着の一端にもなるものと考えます。介護現場では、いまだにきつい、アナログで非効率といった旧来のイメージが根強く残っていますが、介護テクノロジーを導入し、就労環境を整えることは、こうしたイメージを払拭することにつながります。また、生まれたときからスマートフォンやタブレットに親しんできたデジタルネイティブ世代の若者たちにとって、職場がICT化されるということは、就職先を選ぶ上での当たり前の条件になりつつあります。

しかしながら、現場では、特に小規模な事業所では導入のコストの壁があり、また、せっかく機器を導入しても、それを使いこなせるまで時間がかかり、最大限業務の効率化につなげられないなどの課題も見られるようになります。機器導入のためのハード面、導入後の運用のソフト面と、現場で最大限に介護テクノロジーの活用ができる環境づくりが必要と考えます。

そこで、次の三点について伺います。

一点目として、介護テクノロジー導入支援事業の取組内容と実績について伺います。

二点目として、あおもり介護生産性向上相談センターの取組内容と実績について伺います。

三点目として、介護現場の生産性向上に向け、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、高血圧症のクリニカル・イナーシャに対する取組について伺います。

本県における健康寿命の延伸は県政の重要な課題の一つであり、長年にわたり様々な施策が講じられてきました。しかしながら、依然として働き盛り世代を含めた県民の命を脅かす脳血管疾患や心疾患による死亡率は、全国的に見ても極めて高い、憂慮すべき水準にあります。これらの疾患の最大の引き金となるのが高血圧であり、この対策の実効性を高めることなしに本県の健康課題の解決はありません。

高血圧症はサイレントキラーと呼ばれ、自覚症状はほとんどなく、そのため、患者側には痛くもなく、生活に支障がないのに、なぜ薬を飲まなければならないのかというハードルが生じやすく、一方で、医師側も、患者が嫌がるかもしれない、あるいは高齢者だからこれぐらいでいいだろうといった慣れや遠慮が生じます。この慣れこそがイナーシャであり、この治療目標値に達成していないにもかかわらず、薬の変更や増量など治療強化が行われず、現状維持が続いてしまう状態、あるいは患者自身が受診を先送りしてしまった傾向を改善していかなくてはなりません。

現在、このイナーシャの解消は、国の健康・医療政策においても極めて重要なテーマとして位置づけられています。昨年度から開始した第3次となる健康日本21においても高血圧の改善は主要な柱の一つであり、日本高血圧学会も従来の基準より厳格な管理目標を推奨するガイドラインを打ち出しております。これは、医学的なエビデンスに基づき、

症状がないから様子を見る、今までいいだらうという従来の慣行を打破し、早期かつ厳格に血圧をコントロールすることこそが、国民の健康と命を守るために当たり、重要であるということを意味しております。本県の状況を見ると、健診で要医療と判断されても医療機関を受診しない未治療者の割合や、通院治療中でありますながら目標値まで下がっていないコントロール不良者の割合は依然として高い水準にあります。改めてイナーシャの解消は、健診結果を放置してしまうことや楽観的に受け止めてしまうことなどの患者側の意識と、医療提供者側の慣れや遠慮等の意識の双方を改善していくことが重要であります。健康寿命の延伸を強く推し進める本県は、国や学会が警鐘を鳴らすイナーシャを放置することなく、県民と医療現場への行動変容に強力な働きかけをしていくことが必要と思われます。

そこで、次の三点について伺います。

一点目として、未治療者に対する県の取組について伺います。

二点目として、医療提供者に対する県の取組について伺います。

三点目として、事業に係る進捗状況について伺います。

次に、防災DXの推進について伺います。

我が国の気候変動の影響による豪雨災害の激甚化、頻発化は常態化しており、また、切迫する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する備えも急速に進めていかなくてはなりません。

昨年の能登半島地震では、半島という地理的特性によりクローズアップされた道路の寸断や通信インフラの途絶がいかに救助活動や支援物資の輸送、そして被害状況の把握を困難にするか、また、災害関連死の増加から被災後の心のケア、避難所環境の改善など、多くの課題が浮き彫りとなりました。今後、こうした大規模災害時において、一刻を争う人命救助や迅速な復旧作業といった初動体制、飛び交う情報の整理と共にをはじめ、発生時の情報管理からふだんの防災意識の醸成、発災後のサポート等で重要なのが防災分野におけるデジタルransフォ

一メニュー・ションであります。

昨年、建設危機管理委員会において、あおもり防災ウイークの期間に合わせて、防災チャレンジの一環として、簡易トイレ、段ボールベッドの組立てとともに、土砂災害のVR映像を体験する機会がありました。土砂災害の臨場感が伝わり、その恐怖を体感することができます。

言うまでもなく、災害から県民の生命と財産を守るのは公助の力だけでは不十分であります、日頃より県民の自助をフォローする意味においても、また、各自治体間の情報共有においても、防災アプリ、各種システムが機動的に機能していく必要があり、また、高齢者や障がい者、デジタルツールの有無、知識にかかわらず、また地域差なく、この防災DXの力を実装していき、強靭な青森県を築いていかなくてはなりません。

そこで、次の二点について伺います。

一点目として、防災DXを活用した市町村や関係機関との情報連携に関する県の取組を伺います。

二点目として、防災DXを活用した県民に対する防災教育や情報発信に関する県の取組を伺います。

次に、特別支援学級の現状と教員の専門性向上に向けた取組について伺います。

近年、特別支援学級へのニーズは急増しております。現代の学校教育において、誰一人取り残さないという理念や、共生社会の形成に向けた国によるインクルーシブ教育システムの構築は、最も重要な柱の一つとなっております。障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り共に学ぶ仕組みを整える一方で、一人一人の教育的ニーズに対応した指導や支援の場を用意する環境づくりは、公教育が果たすべき責務であります。

そこで、本県での特別支援学級の現状について二点伺います。

一点目として、本県公立学校における特別支援学級に在籍する児童生徒数の状況について伺います。

二点目として、特別支援学級を担当する教員の専門性向上に向けた取組について伺います。

最後に、スルメイカの漁獲可数量制度に基づく資源管理について伺います。

近年、発達障がいに関する社会的認知の広がりや保護者の教育に対する意識変化、さらには、早期発見、早期療育の体制整備が進んだことに

より、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒や、特別支援学級の児童生徒の数は全国で増加傾向にあるとのことであります。かつては障がいの種類や程度によって画一的に区分される側面もありましたが、現在では学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症など、その特性は極めて多様化、複雑化しており、一人一人に寄り添つた、よりきめ細やかな支援が求められます。

一方で、こうした中、現場である学校においては、特別支援学級の增设が進む中、これまで通常の学級担任しか経験のない教員が十分な期間、専門的な研修を経ないまま特別支援学級の担任を任せられるケースが少くないと聞きました。

特別支援学級の担任は、学習を教えるだけではなく、各生徒の障がい特性に応じたサポート、保護者の皆さんのかウンセリング的な役割まで、極めて高度かつ多岐にわたる専門性が要求されます。これは、専門的な知識やスキル、経験が十分蓄積されていない状態で担任になつた教員の負担につながることが懸念されます。こうした状況は、生徒たちにとっても適切な支援と教育が受けられないことにつながります。生徒が最善の環境で学ぶこと、教員のウエルビーリングと資質を十分に生かせる環境が整つてこそ、インクルーシブ教育の大義がなせるものと考えます。

そこで、本県での特別支援学級の現状について二点伺います。

一点目として、本県公立学校における特別支援学級に在籍する児童生徒数の状況について伺います。

二点目として、特別支援学級を担当する教員の専門性向上に向けた取組について伺います。

最後に、スルメイカの漁獲可数量制度に基づく資源管理について伺います。

本県のスルメイカ漁につきましては、長らく続く記録的な不漁に加え、燃油高騰、資材高騰、そして後継者不足と、まさに四面楚歌の厳しい

い状況に置かれてまいりました。

そのような苦境の中で、本年は当初、久しぶりにまとまつた水揚げがあり、浜にはようやく活気が戻りつつありました。これまでの官民を挙げた資源量回復への数々の取組が実つたものと思われております。

しかし、その矢先に突きつけられたのが、スルメイカ漁が国が定める漁獲可能量（TAC）制度の年間の上限に達したことによる来年三月までの長期間にわたる小型スルメイカ釣り漁業に対する採捕停止命令であります。ようやく取れ始めた矢先、制度の壁によつて操業を止められる現場の無念さは計り知れません。

資源の持続可能性を確保するために漁獲可能量制度が必要であることは十分に理解しております。しかしながら、それはあくまで持続可能な漁業を実現していくための手段の一つでもあります。資源を守ることに固執するあまり、漁業者が廃業に追い込まれてしまつては本末転倒であります。

また、この問題は、漁業者だけにとどまりません。本県の水産業の強みは、漁獲から加工、流通までが一体となつたサプライチェーンにありますが、その関連産業への打撃、さらには中型・大型イカ釣り船やまき網漁業など、業種間によるひずみも生み出してしまいかねません。稼げる漁業が成り立つてこそ資源管理であり、現在の国の設計制度は、自然相手の漁業の変動に対してもまだ柔軟性が足りなく、現場の実情と乖離している点があると考えます。県におかれましては、今後、本県の持続可能な水産業の未来を担つていく上で、国の制度と漁業者との間をつないでいかなくてはなりません。

そこで、三点質問いたします。

一点目として、小型スルメイカ釣り漁業の漁獲可能量と漁獲実績の推移について伺います。

二点目として、小型スルメイカ釣り漁業が採捕停止命令に至つた経緯と命令の内容について伺います。

三点目として、スルメイカの漁獲可能量制度についての知事の認識を伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） おはようございます。工藤悠平議員にお答えいたします。

まず、リンゴ生果以外の県産農林水産品の台湾への輸出拡大に向けた取組についてです。

台湾は、青森リンゴの長年にわたる輸出などによって本県の知名度が高く、県産農林水産品のさらなる輸出拡大が期待できる重要な市場であることから、県では、リンゴ生果以外にも、リンゴジュースやホタテ、ナガイモ、水産加工品、酒類等の販路開拓と取引拡大に取り組んでおります。

今年度は、台北市と高雄市で行われた食品見本市に出展し、これまでに関係を構築してきた台湾大手企業のビジネスネットワークを活用して、現地企業に県産農林水産品の品質の高さをアピールしたほか、バイヤーを本県に招いた商談や、現地コーディネーターによるフォローアップにより、県内事業者の販路開拓を支援したところでございます。

さらに、現地のレストランチェーンやホテルで県産食材や県産酒のフェアを開催することとしており、こうした取組を通じ、県産農林水産品の認知度と評価を着実に高め、輸出の拡大につなげてまいります。

次に、台湾からの誘客促進に係る取組についてお答えいたします。台湾は、本県がインバウンドの誘客に重点的に取り組んでいる地域であり、先月には知事が現地を訪れ、航空会社に対して青森—台北線の増便要請を行うとともに、テレビ局での情報発信や台湾からの教育旅行の誘致などを関係者に働きかけました。

加えて、本県の認知度のさらなる向上に向け、著名な台湾シェフによる本県の食の魅力発信やSNSによる観光情報の発信を行うとともに、

現地旅行博でのPRや台湾旅行会社の県内視察などを重層的に展開しながら、台湾からの誘客促進に積極的に取り組んでいるところでござります。

○議長

(工藤慎康) 続いて、防災DXを活用した県民に対する防災教育や情報発信に関する県の取組についてお答えいたします。

災害発生時に県民の皆様の命を守るために、迅速かつ正確な情報収集と、これに基づく的確な対策、さらに、避難に必要な情報等のタイムリーな提供が重要であり、防災DXの推進は、こうした取組を効果的、効率的に実行する上で欠くことのできないものと考えております。

また、県民の防災意識の向上や防災関連情報の発信など、平時からの取組における防災DXとして、ホームページやSNSコンテンツの充実に加え、令和八年四月にリニューアル予定の県防災教育センターに災害を疑似体験できるデジタルツールなどを導入することとしております。防災DXの推進については、「Aomori防災・減災強化Action Program」において、防災DX推進Programとして位置づけており、今後も防災教育や情報発信を含む防災に関する様々な取組の中で防災DXを推進してまいります。

続いて、スルメイカの漁獲可能量制度についての県の認識についてお答えいたします。

漁獲可能量制度は、スルメイカ漁業を将来にわたって持続可能なものとしていくために必要不可欠な制度ではあるものの、漁獲可能量と漁獲実績に乖離が生じていることなどから、制度における漁獲可能量の設定や運用方法等についての見直しが必要ではないかと考えております。

そのため、去る十月二十八日、県議会と共に、国に対し、正確な漁獲可能量設定のため、資源評価の精度向上に向けた調査研究を強化するよう緊急要望を行ったところでござります。

本県のイカ釣り漁業は、全国一位のスルメイカの水揚げ量を誇り、加工、流通など裾野の広い重要な産業であることから、イカ釣り漁業の持

続的発展や漁業者の経営安定に向けた機動的な仕組みづくりなどについて、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。

○議長

(工藤慎康) 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問に順次お答えいたします。

まず、かかりつけ医機能報告制度の概要についてお答えいたします。本制度は、地域で必要とされるかかりつけ医機能の充実、強化を図り、医療サービスの向上につなげることを目的として、改正医療法に基づき、今年度から施行されました。

本制度では、まず、医療機関に対し、日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能の有無や、在宅医療の提供、介護サービスとの連携等のかかりつけ医機能に関する内容について、毎年報告を求めるとともに、県がその内容を公表することとなっています。

また、県は、外来医療に関する地域の医療関係者や市町村等との協議の場を設置し、地域で不足する機能を確保するための具体的な方策について、検討、実施していくこととなります。

次に、本制度を推進していくため、県ではどのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

高齢者のさらなる増加や生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域で必要とされるかかりつけ医機能を確保していくためには、本制度を推進していくことが重要です。

このため、県では、本制度の周知を図るとともに、医療機関がかかりつけ医機能の報告及び患者への情報提供を円滑に行えるよう、問合せ等へのサポートをしてまいります。

また、令和八年度から外来医療に関する地域の関係者との協議の場を開催するため、協議を行う圏域の設定や協議テーマについて、今後、市町村や医療関係者等と調整を行っていきます。

次に、介護テクノロジー導入支援事業の取組内容と実績についてお答えいたします。

介護テクノロジー導入支援事業は、今後、介護人材の不足が見込まれる中、介護業務の効率化を図り、より職員の負担を軽減し、職場環境を改善しつつ、サービスの質を向上させる介護現場の生産性向上の推進や、介護人材の確保、定着の取組の推進を目的として、介護事業所が介護ロボットやICT等を導入する費用の一部を補助するものです。

本事業の補助実績は、令和六年度は百四十五事業所に対し、約四億七千八百万円を補助しており、今年度は七月末から九月初めまで補助申請を受け付けし、百六十九事業所に対し、約四億九千万円を交付決定しています。

次に、あおもり介護生産性向上相談センターの取組内容と実績についてお答えいたします。

あおもり介護生産性向上相談センターでは、介護現場の業務改善に関する相談等への対応、介護ロボットやICT等の常設展示及び県内各地区での出張展示を実施しているほか、利用上の不安感の解消につなげるため、介護ロボット等を事業所へ貸し出しています。

令和六年度の取組実績は、相談対応件数が延べ百六十一件、介護ロボット等の常設展示の来場者数が延べ百八十二人、出張展示は、五会場合計の参加者数が延べ二百九十二人、介護ロボット等の貸出件数が百八件となっています。

また、令和七年度の取組実績は、十月末現在で、相談対応件数が延べ二百八十一件、介護ロボット等の常設展示の来場者数が延べ九十五人、出張展示は、三会場合計の参加者数が延べ百八十八人、介護ロボット等の貸出件数が二十四件となっています。

次に、介護現場の生産性向上に向け、県はどのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

県では、介護現場の生産性向上を図るために介護ロボットやICT等の導入に当たり、介護事業所が補助制度を理解して活用していくだけけるよう、制度を分かりやすく周知することを徹底し、介護事業所への導入

をさらに進めています。

あわせて、あおもり介護生産性向上相談センターと連携して、生産性向上の取組を進める事業所に対してきめ細やかなサポートを行っていきます。

さらに、ノーリフティングケアの推進により、介護職員の負担を軽減するため、これまでモデル施設として体制づくりを進めた三十七施設を活用し、各圏域に横展開していきます。

次に、高血圧症の未治療者に対する県の取組についてお答えいたします。

青森県保険者協議会に属する医療保険者の令和四年度特定健診データと令和四年青森県推計人口によると、四十歳以上で高血圧症と判定される方のうち、未治療者は約十三万人で、県内の四十歳以上の人口の約一六%と推計されます。

高血圧症を治療せずにいると、脳血管疾患、心血管疾患の罹患リスクが高まることから、県では、クリニックナーシャの状態にある方々を減らすことを目的に、各種広報媒体や講演会等の機会を通じて適切な治療の必要性について普及啓発を積極的に進めています。また、習慣的な血圧測定と治療が必要な場合の治療開始を促すため、抽せんにより賞品が当たるキンペーンを来年二月末まで展開しているところです。

次に、医療提供者に対する県の取組についてお答えいたします。

高血圧症におけるクリニックナーシャの状態を改善するには、患者に対する取組と併せて、医師をはじめとした医療提供者の皆様に対して、高血圧症の適時適切な治療について再認識していただくことが重要と考えています。

そこで、関係団体の皆様との会議の場等を通じてクリニックナーシャに係る共通理解を図った上で、県内の多くの医療機関の皆様が購読する機関誌を通じて、管理・治療ガイドラインの浸透に向けた情報発信を行っているところです。

最後に、高血圧症の事業に係る進捗状況についてお答えいたします。

十一月二十日時点で、習慣的な血圧測定を促すため、一定回数血圧を測定した方を対象とする「『血圧未測定ゼロチャレンジ』キャンペーン」の参加状況は、測定回数が延べ約八万回、キャンペーン登録者数が約千七百人、また、初めて高血圧症の治療を始めた方を対象とする「『高血圧症未治療ゼロチャレンジ』キャンペーン」の応募者数は約二百七十人となっています。

キャンペーンの終期である二月二十八日までに、引き続き一人でも多くの県民の方に御参加いただけるよう、周知、広報を強化してまいります。

○議長（工藤慎康） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 初めに、県産農林水産品の台湾への輸出実績についてお答えいたします。

県産農林水産品の台湾向け輸出額は、ジエトロ青森の調査によると、直近の令和五年が百十八億九千万円で、県産農林水産品の輸出額全体の四三%を占めています。

品目別では、リンゴが百十億一千万円で、台湾向け輸出額の九三%を占めており、次いでリンゴジュースが二億九千万円、ホタテが二億四千万円、ホタテやサバなどの水産加工品が九千万円、ナガイモなどの農産物が四千二百万円、清酒などのアルコール飲料が千二百万円などとなっています。

次に、本年一月から八月までの本県における台湾からの延べ宿泊者数の状況についてお答えいたします。

国の宿泊旅行統計調査によると、本年一月から八月までの本県における台湾からの延べ宿泊者数は、前年同期に比べ四〇%増の九万三千四百三十人泊で、調査開始以来、最も多くなっています。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） スルメイカの漁獲可能量制度に関する御

質問二点にお答えいたします。

初めに、小型スルメイカ釣り漁業の漁獲可能量と漁獲実績の推移についてです。

小型スルメイカ釣り漁業の漁獲可能量は、全国一括で管理されており、令和五管理年度は一万八千三百トン、令和六管理年度は七千七百トン、令和七管理年度は、当初の二千八百トンから、三回の追加配分や大臣許可イカ釣り漁業からの融通を受け、十一月十三日時点で五千七百五十七トンとなっています。

また、全国の漁獲実績は、令和五管理年度が千六百七十七トン、令和六管理年度が三千百四十七トン、令和七管理年度については、十一月十三日時点で七千七百九十六トンとなつており、本管理年度の漁獲可能量を超過した状態となつております。

次に、小型スルメイカ釣り漁業が採捕停止命令に至った経緯と命令の内容についてです。

漁業法に基づく採捕の停止は、同法に定める漁業種類や管理区分において、漁獲量の総量が漁獲可能量を超えている、または超えるおそれがある場合に、農林水産大臣が命令できることとされています。今回の採捕停止命令は、小型スルメイカ釣り漁業における十月十五日時点の漁獲可能量四千九百トンに対し、全国の漁獲量の総量が五千三百八十八トンと超過したため、十月三十一日付で国から発出されたもので

す。

その内容は、資源管理基本方針に規定する小型スルメイカ釣り漁業において、十一月一日から翌年三月三十一日まで採捕してはならないとされており、この間、小型スルメイカ釣り漁業では、混獲を含めてスルメイカを採捕することができない状況となつています。

○議長（工藤慎康） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 防災DXを活用した市町村等との情報連携についてお答えします。

県では、市町村や関係機関との連携・協力体制の強化による迅速かつ効率的な災害対応の実施に向け、市町村、消防本部等の関係機関がそれぞれ把握している被害の状況や対応状況等の情報を集約、整理して共有する青森県総合防災情報システムを運用しています。

また、大規模災害発生時における広域応援等が円滑に実施されるよう、国の各省庁やその他の関係機関と連携する国的新総合防災情報システム（S O B O – W E B）との接続に向けて調整しているところです。県としては、市町村や国、関係機関との情報連携を進めるところにより、迅速な情報収集と的確な対策の実施が図られると考えており、引き続き、関係機関とのさらなる情報連携と協力体制の強化を進めていきたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問二点についてお答えいたします。

まず、特別支援学級に在籍する児童生徒の状況についてです。

本県公立学校の特別支援学級在籍者数は、今年度四千五百四十二名で、五年前の令和二年度に比べ千七百三十五名増加しています。

そのうち、近年、発達障がいのある児童生徒が在籍する自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍者数の増加が顕著となつており、今年度二千九百八名で、令和二年度に比べ千二百十七名増加しています。

次に、特別支援学級を担当する教員の専門性向上に向けた取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、特別支援学級を担当する教員に対して、学級経営の在り方や障がいの特性等について理解を深められるよう、研修講座や特別支援学校を会場とした実地研修会を開催しています。

また、専門的知識を有する特別支援学校等の教員を特別支援教育巡回相談員として任命し、小・中学校等への訪問を通して、特別支援学級を担当する教員等に児童生徒の指導に関する助言を行っています。

さらに、昨年度からチームで支える特別支援教育校内支援体制充実事

業を実施し、実践強化校において、地域の専門家を活用した校内委員会の強化に取り組み、その成果を地域の学校と共有することにより、教員の専門性向上を図っています。

○議長（工藤慎康） 工藤慎康議員。

○四番（工藤悠平） それでは、再質問してまいります。

まず、防災DXに關してでございます。

御答弁で、災害発生時、タイムリーな情報提供が重要であるということと、また、S O B O をはじめ、市町村や国、関係機関との情報連携強化を進めていくことが御提示されました。その中で、ホームページ、S N S といったコンテンツの充実とともに、県の防災教育センターがリニューアルされるということで、災害を疑似体験できるデジタルツールを導入することになりました。

このリニューアルに際しまして、こちらのデジタルツール、防災DX、具体的な導入予定というものがどのようなものか伺います。

○議長（工藤慎康） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 令和八年四月にリニューアルオープンする防災教育センターでは、デジタル技術を活用して、一つに、地震や風水害など、リアリティーある災害現場を疑似体験する防災V R 体験、一つに、投影された火災の映像が体験者の消火活動の状況に応じて変化するセンシング技術を活用し、消火器の使用方法や初期消火を学ぶ消火体験、一つに、壁二面に投影された映像による没入感のあるシアター空間において災害現場を再現し、楽しみながら防災知識を学べる防災クイズ、一つに、モニターや操作端末を用いた一一九番通報体験などの設備を導入することとしております。

○議長（工藤慎康） 工藤悠平議員。

○四番（工藤悠平） V R をはじめ、様々な体験型のツールがリニューアルで追加されるということでおざいました。

壇上でも申し上げましたが、私もV R の土砂災害のものを体験させて

いただきまして、非常に臨場感があつて、実際、こういう現場にいたら自分はどうするんだろうということを改めて考えましたが、まさにこういったVRでの体験というものと実際体験するのでは大違いであるということで、本当に様々なデジタルツールというものを多くの県民の方々に活用していただいて、防災意識をしっかりと高めていただけるよう、このリニューアルも進めていくいただきたいなということを御要望いたしまして、この件は終わらせていただきます。

次に、特別支援学級についてであります。

この五年間で特別支援学級在籍者数は非常に増えているなどいうところを感じました。この増えているということについては様々な捉え方があろうかとは思いますが、それぞれの生徒がそれぞれの最適な教育環境を選択して学んでいるということも言えようかと思います。

そこで、率直な疑問というところでお聞きしたいんですが、通常学級にもおられる方がいるということで、特別支援教育支援員はあくまで各市町村の交付税措置で配置されているということですが、特別支援教育支援員は充実しているのかという疑問がございました。あくまでも市町村というところはございますが、県で把握している県内の公立小・中学校及び義務教育学校の特別支援教育支援員の配置状況について伺いたいと思います。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 公立小・中学校等の特別支援教育支援員は各市町村が配置することとなつており、令和七年五月一日現在、三十五市町村において、小学校等五百十九人、中学校等百六十八人の合計六百八十七人が配置されております。

○議長（工藤慎康） 工藤悠平議員。

○四番（工藤悠平） 当然ながら、この特別支援学級在籍人数が増えていくことに対して特別支援教育支援員というのも増えていかなくてはいけないのかなと考えております。各市町村にもそこら辺は足りてい

けるように、ぜひとも県でも働きかけをしていただきたいなと思つております。

以上で、私からの再質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（工藤慎康） 午さんのため、暫時休憩いたします。
午前十一時二十五分休憩

午後一時再開

○副議長（齊藤 翁） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

二十四番田端深雪議員の登壇を許可いたします。——田端議員。

○二十四番（田端深雪） 日本共産党的田端深雪です。

高市政権が発足して一ヶ月が過ぎました。早々に台湾問題をめぐり、軍事的緊張を高める発言、軍事費GDP比の二%、十一兆円への増額、労働時間の規制緩和の検討、OTC類似薬の保険外しの模索や高齢者の医療費負担増など、軍備増強と国民生活破壊への道になることが心配されます。私は、地方自治の原則である住民の福祉の増進を図る、民主、自主、自立の立場で議員としての役割を果たしたいと思います。

それでは、通告に従つて質問いたします。
まず、特定利用空港・港湾についてです。

令和六年四月一日から南西諸島、西日本を中心に指定が始まり、青森県は今年六月二日に受入れの回答をし、八月二十九日に指定されました。この時点で全国で十四空港、二十六港湾の四十施設が指定されています。

知事は、指定受入れの理由について、自衛隊等が空港や港湾の施設の状況にあらかじめ精通しておくことにより、災害時における迅速な対応が期待されることと答弁しています。これは、今年六月、吉俣議員が定例会において、円滑な利用に関する確認事項に存立危機事態と重要影響

事態が含まれることを指摘し、受入れの理由をただしたことへの答弁でした。

存立危機事態とは、集団的自衛権の行使に当たり、日本が攻撃されても武力を伴う自衛隊の出動を可能とするものです。重要影響事態とは、日本周辺に限らず、他国、主にアメリカの軍隊の後方支援を可能とするものです。

特定利用空港・港湾は、二〇一二年十一月十六日に岸田政権が閣議決定した安保三文書に基づいています。特定空港・港湾は、総合的な防衛体制の強化に資する取組の方針の中で、自衛隊、海上保安庁が平時から必要な空港、港湾を利用できるよう、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けたもので、軍事利用につながるものです。

今国会の福島瑞穂議員の質問主意書に対する政府答弁書で、今年十月末までに自衛隊に利用された特定利用空港・港湾は三十四か所、利用回数は今年一月末時点で百四十回だったことが明らかになりました。ただ、自衛隊機が頻繁に利用している那覇空港、熊本空港の利用回数の回答を拒否しているため、実際は百四十回を大きく上回るものと見られます。

そこで質問ですが、特定利用空港・港湾の指定に当たり、国からどのような説明があつたのかお伺いします。

昨年十月二十三日から十一月一日にかけて、全国各地で日米共同統合演習「キーン・ソード 25」が行われ、指定された長崎空港では十月二十八日から三十日の三日間、自衛隊の戦闘機訓練が強行されました。この訓練に関わって、十月二十七日、沖縄県与那国町では自衛隊の輸送機オスプレイが離陸直後に地面に接触する事故を起こしています。十月二十九日には、三沢空港の滑走路付近で岩国基地所属の米軍戦闘攻撃機 F/A 18 が機体不具合のため着陸した際に火が上がるトラブルで、滑走路が一時閉鎖になる事態が起きています。軍事訓練においては、危険な事故

と常に隣り合わせであり、訓練のために県民の命が脅かされることは本末転倒と言わざるを得ません。

そこで、二点目として、今年八月二十九日の指定を受け、今後どのような訓練が想定されるのか。

三点目として、指定になつたことにより、自衛隊、海上保安庁の優先利用につながると考えますが、県の見解をお伺いします。

二項目めは、原子力・核燃料サイクルに係る広報についてです。

先月、むつ市において、日本学術会議の高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会の委員長を務めた今田高俊先生のお話を聞く機会がありました。二〇〇〇年の最終処分法で核のごみは地層処分することが定められ、専門的に担当するNUMOが設けられましたが、核のごみの最終処分地の選定が一向に進まないことから、二〇一〇年に原子力委員会は、日本学術会議に対して審議を依頼しました。それを受けて設置されたのが高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会です。

今田先生は、原発を容認しようが、廃止を求めようが、この核のごみは安全に処分しなければならず、ガラス固化体はその一メートル以内にいれば、約二十秒で人を死に至らしめるほどの放射線被曝を生じる大変危険なもので、人間や生物がふだん暮らす環境から確実に遠ざけなければならない、これまで核のごみ問題を含む原子力関係の様々な事柄は、政治や行政、関係する大きな会社などの限られた関係者を中心に取り組まってきた、しかし、原発事故を受けて、そうしたやり方には多くの問題点があつたことが明らかになつたことから、一般の人々が自分事として核のごみ問題について詳しく知つて、自分なりの考え方を持ち、それを積極的に表明しながら、社会全体で答えを見つけていくことを提言しています。とても重要な提言だと受け止めました。

県では、国から青森県を最終処分地にしない旨の確約を取っています。しかし、現状から見れば、貯蔵管理期間の三十年から五十年とする期限が果たされる見込みが薄く、結果として最終処分地になつてしま

のではないかと危惧します。最終処分地にしない約束を確實にするためには、県民一人一人がこの確約を監視していく必要があります。

そのためには、高レベル放射性廃棄物及び使用済核燃料の現状について、県は、県民に対し積極的に広報すべきと考えますが、県の見解についてお伺いします。

チヨルノーベリ原発事故後に放射性ヨウ素の内部被曝による小児の甲状腺がんの発生があつたことから、福島県では、二〇一年六月から事故当時の一歳から十八歳以下を対象に県民健康調査を継続しています。県民健康調査検討委員会において、令和六年度までに悪性及び悪性疑いは二百七十六人、そのうち令和四年度までに手術を受けたのは二百二十一人とされています。

事故から十一年たつた二〇一二年に三一一子ども甲状腺がん裁判が起こされ、今年六月に当時小学生だった方が原告に加わりました。その方の記者会見の中で、当時、私は小学校六年生だったので、原発事故が起きたことも実感が湧かなかつた、放射性物質という言葉も初めて聞いて、それがどれぐらい危険かも分かつておらず、とにかく何だか避難しなきやいけないらしいとか、外に出ちや駄目と言われているとか、それぐらいの認識でしたと話しています。避難や事故後の対応について適切に行動できるようにしておくべきです。

そこで、県の広報活動において、放射線の被曝リスクについて、県民に広く情報提供するべきと考えますが、県の見解についてお伺いします。

三項目めは、小型イカ釣り漁業に対する支援等についてです。

スルメイカのTACについてですが、令和四年度から六年度まで全漁法で七万九千二百トンが三年間固定され、小型イカ釣りについては令和五年度まで一万八千三百トン、令和六年度は七千七百トンですが、この三年間は特に不漁が続いており、実際の漁獲量とかなり乖離した枠になつしていました。

そうした背景の中で、今年は一気に全漁法で前年度の約四分の一の一万九千二百トン、小型イカ釣りは、昨年度から見れば四分の一ですが、令和四、五年度から見ると約六分の一の二千八百トンに枠が減らされました。今漁期に入つて全漁法で近年にない漁獲量となり、八月末には小型イカ釣りの漁獲量が三千八百九十八トンを超えたことから、二千百トンの追加でTACは四千九百トンに増やされましたが、九月時点で既に漁獲量が五千八百四十四トンになつたことから、十月十七日に青森県小型いか釣漁業協議会が自主休漁することを決めました。その後、十月三十一日、水産庁は、小型スルメイカ釣りに対して、漁業法に基づく採捕停止を出しています。

スルメイカのTACについて、水産庁でも、スルメイカの寿命が一年であることから、迅速かつ柔軟な管理方針が求められるとしていたが、実際、TACと漁獲状況とのずれが大きかつたにもかかわらず、その対応は不十分で、TACへの信頼が揺らいでいます。

十一月十六日、山下雄平農林水産副大臣が青森市を訪れ、小型イカ釣りの漁獲枠の超過、報告漏れなどについて、大変遺憾だと報道がありました。しかし、国でも小型船が全国で二千隻あり、月一度の報告で把握が難しいと認識しているながら、一方的に漁業者側だけに報告改善を求めるよりも理不尽さを感じました。今回の事態はTAC制度が有効に機能しているかどうかに問題があり、その根本的な改善が必要と考えます。

そこで、一点目、スルメイカのTACはどのようにして設定されるのかお伺いします。

二点目として、小型イカ釣り漁業の自主休漁を受け、県は国に対してもどのような要望を行つたのかお伺いします。

小型イカ釣り漁業はほとんどがイカ専業で、針で釣り上げる持続可能な漁法です。イカ以外の魚種も取れることを前提とするまき網や底引き網と比べても不利な立場にあります。小型イカ釣り漁業者からは、今回の漁獲量を豊漁と報道する向きもあるが、これまでより少し多く取れた

だけだ、このまま採捕停止が続けば、失業と同じで生活していくないと訴えています。

そこで、三点目、経営が厳しくなる小型イカ釣り漁業者に対する支援策はどのようなものがあるかお伺いします。

四項目めは、県内中小企業の賃上げに向けた取組についてです。

本県の九九・九%は中小企業です。そのうち、従業員十人未満の企業が七七%と圧倒的に小規模事業所が多くなっています。今年の本県の最低賃金は、七十六円の引上げで千二十九円になりましたが、東京都との賃金格差を見れば、二〇〇三年の百三円以降、その差は広がり続け、今年は差が百九十七円になっています。賃金と人口流出は強い関連があることから、国に対し、最低賃金の引上げは中小企業支援と一体で、かつ全国一律での実施を強く求めるべきです。

今年半ば、地元の企業の方々から最低賃金引上げについて状況を伺うことができました。最低賃金に近いところだけ引き上げるわけにはいかない、全体を上げていかなければ人が流れていく、賃金が上がる分、社会保険料も負担も大きくなる、自分のところは価格転嫁の交渉もするし、生産性を高めるため、設備投資も既にしている、業務改善助成金の制度があつても要件が合わないため使えない、小規模事業所では価格転嫁も設備投資も厳しいだろうと話していました。

五項目めは、公立小・中学校の少人数学級編制についてです。
本県のおおもりつ子育みプランは、現場からの声が反映され、二〇〇二年度から始まっています。本県以外にも不登校の増加、特別な支援を要する児童生徒の増加を背景に、県独自に少人数学級の取組がされています。

山梨県では、一〇一二年度から小学校一年生の二十五人学級をスタートさせ、現在五年生まで実施、そして、その効果として、教員が話を聞いたり、声がけを多くするなどのコミュニケーションの充実を図ることができます。児童が教員や友達に自身のことを伝えやすい環境がつくられてい、少人数にすることで全員が発言できる授業が増えるなど、児童の学習意欲の向上につながっている、二十五人学級導入に伴う教員増により、児童への支援体制が充実しているなどが挙げられました。

少人数学級の効果については、新型コロナ禍に全国の学校で臨時的に二十人学級編制が行われた際に、教師だけでなく、多くの子供たちも実感しています。

自治体独自で直接支援しているのは、岩手県、秋田県、徳島県、奈良県、群馬県、県内では弘前市が賃上げ応援奨励金を出しています。所得向上は、青森県全体の重要課題となっています。県として横断的に中企業支援を進めるべきと考えます。

そこで、まず一点目、本県の最低賃金は十一月二十一日から七十六円引き上げられ、千二十九円になりましたが、このことに対する県の見解をお伺いします。

二点目、最低賃金引上げに県内の中小企業が対応できるよう、業務改善助成金の要件緩和や社会保険料の負担軽減などを国に要請すべきと考えますが、県の見解をお伺いします。

三点目、賃上げや物価高騰により経営環境の変化がある状況においては、中小企業への直接的な支援が有効と考えますが、県の取組についてお伺いします。

五項目めは、公立小・中学校の少人数学級編制についてです。

本県のおおもりつ子育みプランは、現場からの声が反映され、二〇〇二年度から始まっています。本県以外にも不登校の増加、特別な支援を

要する児童生徒の増加を背景に、県独自に少人数学級の取組がされています。

先日、小学校低学年担任の先生から、子供の話を聞いてあげたいし、勉強のつまづきを見てあげたい、正直なところ、一二十人学級が望ましいと話していました。この声はどこに行つても聞かれます。現行では、一学年一学級規模の三十三人と二十四人の場合は、そのままの学級人数になります。一学年一学級規模であつてもあおもりっ子育みプランの対象とすべきです。

そこで、一点目ですが、県独自で実施している少人数学級編制を拡充し、一学級規模の学年を三十三人以下の少人数学級編制とした場合、新たに必要となる教員数とその経費についてお伺いします。

二点目、本県独自で実施している少人数学級編制の基準の考え方についてお伺いします。

六項目めは、青森県立高等学校教育改革についてです。

平成三十年度から令和四年度の青森県立高等学校教育改革推進計画第一期と、現行の第二期の令和九年度までに青森西高校と浪岡高校、大湊高校とむつ工業高校がそれぞれ地区統合校へと統廃合されるのを含めて、この十年間で二十校が六校に統廃合されることになります。

これまでの青森県立高等学校教育改革推進計画は、少子化による生徒数の減少を前提に、学校数や学級数をどのように削減するかということ

が優先されて統廃合が進められてきました。そして、その根底には、競

争する環境でなければ人材として育たないという教育的に根拠がない考え方があるように感じています。今後、人材育成だけでなく、

教育の目的である人格の完成を目指す教育としての高校教育の在り方、子供の学ぶ権利、地域づくりという観点で見ていく必要があると考えます。

次期の令和十年度以降の青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本

方針では、現行からの変更点として、学校規模の標準を設定せず、各地区の実情や各校の果たす役割等を踏まえた柔軟な視点による学校配置

に取り組みますとあります。希望がある項目だと思いました。

これまで六地区で地区懇談会が実施されましたが、私が参加した地区懇談会では、学校規模の標準を設定しないことへの質問や、多様な支援が必要な生徒が増えていることや、少人数の中で丁寧に関わることで学び直しができているなどの実態から、高校でも少人数学級編制の導入があつてもいいのではないかという意見が出されました。

また、十一月二十五日、三八地区の学校の在り方地区検討委員会を傍聴させていただきましたが、最も印象的だったのは、社会との接点にある高校で学ぶことの意味は何か、何のために学ぶのかが大事で、勉強のための勉強であつてはならないのではないかという意見でした。そのほか、学校の魅力づくりが現場では負担になつて、行きたい学校に行けるようになるとあるが、実際は、郡部では公共交通もなく、送迎ができるようとなりました。

七項目めは、精神医療についてです。

今年三月十八日に、地元紙に八戸市民病院の精神科病棟再開に最低でも五年かかるとの記事が掲載されました。ほかの総合病院での休止もあると聞いています。また、中高生を多く診ている民間の精神科クリニック

クでは、新患の受付の余裕がない状況が続いている。鬱病や依存症からの自殺企図が多いことから、精神医療体制の確保が重要です。

そこで、県内の精神科病院の状況についてお伺いします。

NHKの「クローズアップ現代」でみちのく記念病院の問題を取り上げていましたが、その中で、精神科医として四十年のキャリアを持つ高木俊介氏は、構造的な問題が背景にあると指摘しています。

まずは、国の隔離収容政策です。この政策が精神病院の閉鎖的な環境や精神疾患に対する差別、偏見を助長してきたこと、同時に、少ない人手で運営できるように、精神科の医師や看護師の配置基準が低く設定されていることです。「のことから、身体拘束や強制医療など、虐待事件が全国で繰り返され、人権が守られていない状態があり、今回の事件についても、ひどい話だが、またかという気持ちだと話していました。

もう一つは、構造的な地方医療の疲弊です。地元では、みちのく記念病院は、認知症患者や重度の精神障がいを持つ高齢者など、ほかでは受け入れが難しい人たちを積極的に受け入れる病院として知られてきました。殺人の動機は、身体拘束が嫌だった、誰かを殺すしかないと思ったと報道されています。現場スタッフの方からの、身体拘束をしなければ大変な日もあった、いつも限界だった、最後のとりでだとしても、家族も病院も行政もみんながちゃんと考えてほしいとの訴えはしつかり受け止めるべきと考えます。

そこで、精神科病院における人権に配慮した適正な医療の確保のためにどのような取組を行っているのかお伺いします。

また、精神科医療に係る県の課題についてお伺いします。
最後に、国民健康保険制度における市町村国保加入者の負担軽減についてです。

高過ぎる国保に対しても独自に軽減措置を取る自治体が増え、人頭税のような均等割、平等割の廃止を求める意見書や請願の提出や、知事会においても、国に対して一兆円の公費投入の要望などが続けられてきました。

した。こうした長年の国民の声と運動によって、令和四年度から未就学児の均等割額が五割になりましたが、国民健康保険の負担の大きさは解消されません。

国民健康保険には事業主負担に相当するものがいため、国庫負担が定められていますが、その国庫支出金の割合が一九八〇年代には五〇%を超えていたのが、二〇一七年度には三五%まで下げられています。このため、各保険の中で国民健康保険は協会けんぽより高額で、さらに、家族の人数が多いほど保険料が上がる仕組みが子育て世帯などの家計を圧迫しています。ある自治体の試算では、年収四百万円の子供二人の標準世帯を国保と協会けんぽで比較すると四十三万円と十九万円、国保が二・二六倍も高いことが分かりました。

こうしたことから、自治体にあつては本来の国民健康法にのつとり、国民健康保険は公費で支える社会保障制度であることをしつかり押された対応が重要と考えます。また、第七十七条では、「市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。」としています。

本県の国保加入の構成割合は、令和四年九月三十日時点での無職が四四・一%と最も高く、次いで低所得の非正規が二三二・四%、自営業が一・六%、農林水産八・五%、その他となっていますが、滞納者数は、令和五年六月現在で一万七千四百八十八世帯、九・六%です。厳しい状況の中で滞納者がこれだけいるということです。必要な医療を受けるための制度であることから、行政としてしつかり対応すべきです。

そこで、本県の国保加入者の構成割合について、無職や非正規労働者の低所得者が多いと思われますが、県はどうに認識しているのかお伺いします。

二点目、国保税の負担軽減のための取組を進めるべきと考えますが、

県のこれまでの取組と今後の対応についてお伺いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 田端議員にお答えいたします。

まず、高レベル放射性廃棄物及び使用済燃料の現状等に関する県の広報についてであります。

使用済燃料及び高レベル放射性廃棄物の現状等を含め、原子力発電及び核燃料サイクルにつきましては、県としても、これまで県民の皆様に對し、積極的に広報を行つてまいりました。

県としては、引き続き、県民の皆様への広報活動を行うとともに、原子力・核燃料サイクル政策や事業を推進する国及び事業者においても、国民や県民の皆様の幅広い理解を得る努力をしつかりと行つていただきたいと考えております。

続いて、国民健康保険料負担軽減のための県のこれまでの取組と今後の対応についてお答えいたします。

国民健康保険料負担の軽減を図るため、県では、医療費が過度に増大しないよう、医療費適正化計画の取組を推進するとともに、市町村に対し、保険料の収納率向上や減免の適切な実施について助言を行つているほか、減免に要する費用を含めた各種財政支援を行つております。

県としては、国保財政の安定的な運用のため、平成二十七年一月の社会保障制度改革推進本部の決定により確約された財政支援について、今後も国の責任において確實に実施することなどに加え、国定率負担の引上げ等、財政基盤強化のための新たな財政支援を行うことについて、引き続き、全国知事会を通じ、国に要望してまいりたいと考えております。

○副議長（齊藤 爾） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 初めに、特定利用空港・港湾の指定に当たり、国からどのような説明があつたのかについてお答えします。

国からは、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊及び海上保安庁が平素から必要な空港、港湾を円滑に利用できるよう、

インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けること、また、民生利用を主としつつ、自衛隊及び海上保安庁の艦船や航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備、または既存事業の促進を図ることといった説明がございました。

次に、本県の最低賃金が千一十九円となつたことに対する県の見解についてお答えいたします。

最低賃金は、最低賃金法の規定に基づき、各都道府県の労働局が設置している地方最低賃金審議会において、労働者の生計費、賃金及び事業主の賃金支払い能力を考慮した審議を経て、各労働局長が決定しているものです。

今般、本県の最低賃金は、過去最大となる七十六円の引上げとなつたことから、労働者の生活の安定に寄与するものと考えられるものの、物価の上昇に賃金の上昇が追いついていない現状を踏まえると、なお低い水準にあるものと認識しております。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 最低賃金の引上げに県内の中小企業が対応できるよう、業務改善助成金の要件緩和などを国に要請すべきと考えるが、県の見解についてお答えいたします。

県では、今般の最低賃金の大額な引上げに中小企業等が対応できるよう、国が重点的な支援策を直接実行することについて、これまで全国知事会を通じて国へ要請してきたところであり、今後の国の動向を注視しながら、引き続き、国へ働きかけていきたいと考えています。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 原子力・核燃料サイクルに係る広報において、放射線の被曝リスクについて情報提供すべきということについてお答えいたします。

県では、県内原子力施設の安全対策や放射線全般、国の原子力政策など、原子力に関する最新の情報について広報しており、このうち、放射

線につきましては、放射線の基礎知識はもとより、人体への影響や発がんリスク、医療・工業・農業分野での放射線利用に関する情報などについて広報しております。

こうしたことにつきまして、専門家を交えた意見交換会の開催や広報誌の配布、地元三市の新聞掲載、ラジオ広報など、広く広報しております。引き続き、県民の目線に立った分かりやすい広聴広報活動の充実に努めてまいります。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問に順次お答えいたします。

まず、県内の精神科病院の状況についてお答えいたします。

県内の精神科病院数は、本年九月末現在で二十四か所となっています。

また、平日の夜間や休日等に患者対応していただく精神科救急医療体制は、二次保健医療圏ごとの輪番制となつております。計十九病院により運用されています。

次に、精神科病院における人権に配慮した適正な医療の確保のため、どのような取組を行つておられるのかについてお答えいたします。

県では、患者の人権に配慮した適正な精神医療を確保するため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等に基づき、精神科病院に対する実地指導について、一施設につき原則として年一回、法律上、適正を欠く等の疑いのある精神科病院については、数度にわたり実施しています。

また、精神科病院における精神障がい者の虐待防止対策を一層強化す

るため、令和六年度から病院内で虐待を発見した者による都道府県等への通報が義務化されたことから、障がい福祉課内に虐待通報に係る相談電話窓口を設置し、相談体制を整備しています。

次に、精神科医療に係る県の課題についてお答えいたします。

本県における自立支援医療受給者証を所持する精神科通院患者数は、

近年増加傾向となつております。初診患者の受入れに一定の待機期間が生じていることが課題となっています。

また、認知症患者の増加などにより、入院患者一人当たりの入院期間の長期化も課題となつております。県としては、精神科病院等関係機関と連携しながら、これらの解決に向けた施策の検討を進めていきたいと考えています。

最後に、国保加入者の構成割合について、無職や非正規労働者等の低所得者が多いと思われるが、県はどうに認識しているのかについてお答えいたします。

厚生労働省が実施した国民健康保険実態調査によると、本県の市町村国保加入者の世帯主の職業別構成割合は、令和五年九月三十日時点ですで、無職の割合が四一・三%と最も高く、次いで被用者が二六・六%となります。また、全国と同様の傾向です。

また、厚生労働省の資料によりますと、令和四年度の加入者一人当たりの平均所得は、市町村国保が九十六万円で、協会けんぽの百七十五万円と比べ、七十九万円低くなっています。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 賃上げや物価高騰等の影響に対する県内中小企業への県による直接的な支援についてお答えします。

県では、賃上げや物価高騰等の影響により、厳しい経営環境にある県内中小企業者に対する直接的な支援として、事業活動に使用する業務用LPガスや特別高圧電気の使用量に応じた支援や、トラック運送事業者の車両保有台数に応じた支援をこれまで三回にわたり行つきました。業務用LPガスや特別高圧電気を使用する県内中小企業者に対する支援については、四回目の取組として、本年七月から九月分の使用量に対する支援金の申請を、去る十一月十日から受け付けています。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 小型スルメイカ釣り漁業に關する御質問
三点にお答えいたします。

初めに、スルメイカの漁獲可能量は、どのように設定されるのかについてです。

スルメイカの漁獲可能量は、国や道府県の研究機関による日本周辺海域でのイカ釣り試験操業の結果や、幼生分布調査結果のほか、山陰から東シナ海の產卵場における水温観測データなどを用いて資源量等を推定した上で、将来の目標資源水準を考慮して、国により設定されます。また、設定に当たっては、水産研究・教育機構や都道府県の研究者に加え、漁業関係者、加工業者などにより構成される国主催の資源管理方針に関する検討会のほか、水産政策審議会の意見が考慮されています。次に、小型スルメイカ釣り漁業の自主休漁を受け、県は国に対してどのような要望を行つたのかについてお答えいたします。

近年におけるスルメイカの漁獲実績は、漁獲可能量と大きな乖離が生じていた一方、本年は、太平洋側の一部海域で六月から水揚げが好調に推移したこと、漁期の半分を残して漁獲可能量を超過し、採捕停止となるなど、漁獲可能量と実情に相違があるものと捉えています。

次に、特定利用空港・港湾に指定されたことにより、自衛隊、海上保安庁の優先利用につながると考えるが、県の見解を伺いたいとの御質問にお答えします。

内閣府の資料によると、円滑な利用に関する枠組みは、自衛隊、海上保安庁の優先利用のためのものではありません、あくまで港湾法や空港法等の既存の法令に基づき、関係者間で連携し、自衛隊、海上保安庁による柔軟かつ迅速な施設の利用について調整するための枠組みですとされており、県といたしましても、認識を同じくしております。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

次に、経営が厳しくなる小型スルメイカ釣り漁業者に対する支援策についてです。

今回の採捕停止命令により、小型スルメイカ釣り漁業者の経営が厳しい状況にあることから、県では、総合相談窓口を設置し、漁業者に対する支援を行つてているところです。

総合相談窓口では、スルメイカの漁獲可能量制度に関する具体的な説

明のほか、系統金融機関の低利融資や漁業共済制度の強度資源管理タイプにおけるかさ上げ措置、漁法転換に係る機器導入に対する補助等、国などの制度を周知し、活用を促していきます。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 特定利用空港・港湾につきまして、今年八月二十九日の指定を受け、今後、自衛隊においてどのような訓練が想定されるのかについて、まずはお答えいたします。

内閣府の資料によると、例えば自衛隊の航空機については、輸送機による迅速な国民保護のための訓練、戦闘機や輸送機による離着陸訓練、離着陸に必要な各種資器材・人員等の空港への展開訓練、自衛隊の艦船については、輸送艦等による国民保護のための避難や部隊の搭載・卸下のための訓練、護衛艦による離岸・接岸の訓練等を想定しているとされています。

次に、特定利用空港・港湾に指定されたことにより、自衛隊、海上保安庁の優先利用につながると考えるが、県の見解を伺いたいとの御質問にお答えします。

本年は、本県イカ釣り漁業の操業機会を確保するためには、

漁獲可能量の設定や運用方法の見直しが必要と考え、十月二十八日に、国に対し資源評価のさらなる精度向上に向けた取組を行うよう要望したところです。

○教育長（風張知子） 御質問四点についてお答えします。

まず、本県独自で実施している少人数学級編制を拡充し、一学級規模

の学年を三十三人以下の少人数学級編制の対象とした場合、新たに必要となる教員数とその経費についてです。

本県では、公立小・中学校の全学年を対象に、きめ細やかな学習指導や生活指導を行うため、国の標準を下回る少人数学級編制を実施してお

り、学年二学級以上の場合は、三十三人以下の少人数学級編制を実施するため、常勤の教員を配置することとしています。

令和七年度において、この少人数学級編制の対象を一学級規模の学年に拡充した場合、新たに常勤の教員を小学校で三十二人、中学校で二十人配置する必要があり、この配置のために二億六千万円以上の経費を要するものと見込まれます。

次に、本県独自で実施している少人数学級編制の基準の考え方についてお答えします。

本県の少人数学級編制の基準については、小学校の連續する二つの学年を指導する複式学級に係る国の中等教育の基準が、小学校一年生を含まない場合は十六人となっており、この基準を下回らないよう考慮したこと、また、県内の小・中学校の施設・設備上の対応が可能であることなどを総合的に勘案し、学年二学級以上の場合、三十三人以下の少人数学級編制を実施することとしているものです。

また、小学校を対象に、一学級規模の学年で一定数の児童が在籍する場合、常勤の教員に加えて非常勤講師を配置することとしています。

なお、少人数学級編制については、第一義的には国の責任において実施されるべきものであることから、拡充について、引き続き、国に要望してまいります。

次に、現在の青森県立高等学校教育改革推進計画における基本となる学校規模を四学級以上とするなど、学校規模の標準の設定に係る考え方についてお答えします。

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針では、生徒の幅広い進路選択に対応できる教科、科目を開設するとともに、学校行事をはじめとする特別活動等の充実や、多様な部活動の選択肢を確保することにより、高等学校段階で身につけるべき力を育成できるよう学校規模の標準を設定しています。

次に、令和十年度からを計画期間とする青森県立高等学校魅力づくり

推進計画において、学校規模の標準を設定しないこととした考え方についてお答えします。

今後、中学校卒業予定者数のさらなる減少が見込まれるとともに、生徒の通学手段の一つである公共交通機関の状況のさらなる変化が予想されています。

また、スクールミッションの策定により、各高等学校の役割が明確になり、その下で特色化が進められているほか、学校と学校、学校と地域や関係機関等との連携体制の構築、遠隔教育に関する制度改正等により、様々な方法で教育活動の充実に向けた取組が進められています。

このことを踏まえ、青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針では、学校規模の標準を設定せず、各地区の学校配置の状況や通学環境、各高等学校の果たす役割、特色ある教育活動の内容等を考慮しながら、柔軟な視点による学校配置に取り組むこととしています。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十四番（田端深雪） ありがとうございました。再質問させてください。

小型イカ釣り漁業についてなんですが、県でも要請をしているというのが分かりました。

私がこれまで様々な漁業者の方からお話を聞いてきた中で、正確な資源評価のための調査研究の体制の充実というのはどこでもあるんですが、もう一つ、沿岸漁業を守るという視点でTACの在り方を検討するときに、漁法についても勘案すべきではないかなと思うんですが、この点についてこれまで議論がされたことがあるのか、それから、漁業者からもこういう声が届いているのかお伺いしたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 直接私どものところではそういう声と いうのはまだお聞きしていないんですが、今後、そういうことも含めて国に対して働きかけるということを考えていきたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十四番（田端深雪） ありがとうございます。

次に、中小企業支援についてです。

十一月二十一日に閣議決定された総合経済対策の中に、賃上げ促進税制を活用できない中小企業、小規模事業者をはじめとする企業の賃上げ環境の整備があり、地方交付金の拡充もします。これらを積極的に活用して小規模事業者への直接支援を検討すべきということを申し上げたいんですけども、直接支援について検討する余地が全くないのかどうなのか確認したいのが一つと、それともう一つ、このことをやり取りしたときに、最低賃金引上げのための中小企業への直接支援について、もし検討するとすると、どこが担当するのかがなかなか分からなかつたので、ほかで、岩手県とか、秋田県でやられているんですけど、こういうことを進める上で、窓口というか、まとめて検討するのはどこになるのか教えていただきたいなと思います。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 県では、県内中小企業が持続的な賃上げを実現するためには、企業の稼ぐ力の強化を後押しし、柔軟で足腰の強い経営基盤の構築を図ることで、将来にわたって賃上げできる環境を整備していくことが重要と考えています。

そのため、上昇するコストの適切な価格転嫁が行われるよう、官民双方の機運醸成や知識習得に向けた取組を強化するとともに、県内中小企業の生産性向上や収益力強化に向けた設備投資や販路拡大などの取組を支援してきました。

県としては、引き続き、賃上げの状況や物価の動きを注視しながら、国の補正予算の動向も見極めつつ、企業収益と賃上げの好循環の実現に向けて、適切に対応してまいります。

中小企業支援については、基本的に経済産業部が所管しているというところでございます。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十四番（田端深雪） ありがとうございます。

次に、国保についてなんですが、今年、青森県社会保障推進協議会が県に対する要望書で、青森県国民健康保険運営方針の中に相互扶助を原則とするというのは間違っていると指摘して、削除を求めています。これに対して県は、令和六年二月の第二百十三回国会での総理大臣の答弁を根拠に、本県も国民健康保険制度は社会保険制度の一つとして相互扶助の考えに立った制度であると認識していると回答しているんですが、国民健康保険法第一条には、社会保障、つまり、公費で支える制度であることが明記されています。

そのことから、自治体にあっては、本来の国保法にのっとって、国民健康保険は公費で支える社会保障制度であることをしつかり押された対応が重要と考えますけれども、法律の解釈をその時々の総理大臣の解釈そのまま受け取るということではなく、本来の法律にのつとつた解釈をすべきだと考えますが、その点についてはどうお考えなのかお伺いしたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 令和六年二月の国会において、国民健康保険に関する質問に対し、制度設計者である国が、国民健康保険は被保険者全体の相互扶助により成り立っている仕組みであると答弁しております、本県も同様に認識しております。

県としては、子供に係る均等割保険料軽減措置の対象範囲及び軽減割合の拡充などについて国に要望してきましたが、被保険者の負担軽減のため、国においてさらなる財政支援を講じ、持続的で安定的な制度とするよう、引き続き要望してまいります。

○副議長（齊藤 爾） 田端議員。

○二十四番（田端深雪） ゼひ法律に定められているところにのとつた自主自立の自治ということで進めていただきたいなと思います。

最後に要望です。学校規模の少人数の基準の考え方です。

先ほど複式学級の人数のことが話されました。私は、先日、偶然に、その当時、あおもりっ子育みプランを立てた方、私がそのとき担当していましたという方とお話しする機会があつて、本当に貴重なお話を伺つたんですが、本当に大変な思いをしてあおもりっ子育みプランをスタートさせてくれたということに感謝しています。

そこで、少人数の基準の考え方については様々な研究がされていました。文科省の教育再生実行会議有識者提出資料によると、十四人以下の場合、授業中の私語が少なく、生徒が落ち着いている学校の割合が六七%、三十人以上では四五%、授業内容がよく分かるというのでは、十四人以下だと八三%、三十人以上は六七%、勉強は大切だと思う生徒の割合、学習したことが将来社会で役立つと思うと考える生徒の割合も同じく、人数が少ない十四人以下と、だんだんと増えていくところで、若年女性に県内就職を決断してもらうには、仕事面で賃金格差、雇用機会や挑戦できる環境の少なさなども課題ですが、学生や保護者に県内企業を入れてもらえるよう、県内企業の魅力や県内企業での働き方や生活のイメージを感じてもらえる女性目線での伝え方や情報発信の取組が必要と考えます。また、若者の間に県内に就職した企業や仕事が少ないといった先入観があるとされていることから、若者が企業選びで重視する点について情報伝達していくことも必要であり、県として取り組んでいくことが重要と考えます。

そこで、一点目として、女子学生の近年の県内就職の状況について伺います。

二点目として、若年女性の県内定着を促進していくために、県はどういうに取り組んでいるのか伺います。

次の質問は、県外へ転出した若者の還流の促進についてです。

大学生の二人に一人が奨学金を利用していると言われております。奨学金の借入総額の平均は三百十万元、平均返還年数は十五年ほどとされており、奨学金の返還は多くの若者にとって経済的な負担で、結婚やその後の生活にまで影響が及ぶこととなります。奨学金の返済は若者のキ

○副議長（齊藤 翁） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

三十九番山田知議員の登壇を許可いたします。——山田議員。

○三十九番（山田 知） 本日、八戸市選出三人目の登壇者となりました自由民主党会派の山田知です。令和七年十一月定例県議会に当たり、一般質問いたします。

最初の質問は、若年女性の県内定着の促進についてです。

本県は、進学や就職のタイミングで県外へ転出する若年層が男性に比べて女性のほうが多く、全国ワーストとなつております。将来的に子供を産み育てる世代となる若い女性の県外流出は、人口減少をさらに加速させることになるので、若年女性の県内定着は重要な課題であります。

若年女性に県内就職を決断してもらうには、仕事面で賃金格差、雇用機会や挑戦できる環境の少なさなども課題ですが、学生や保護者に県内企業を入れてもらえるよう、県内企業の魅力や県内企業での働き方や生活のイメージを感じてもらえる女性目線での伝え方や情報発信の取組が必要と考えます。また、若者の間に県内に就職した企業や仕事が少ないといった先入観があるとされていることから、若者が企業選びで重視する点について情報伝達していくことも必要であり、県として取り組んでいくことが重要と考えます。

そこで、一点目として、女子学生の近年の県内就職の状況について伺います。

二点目として、若年女性の県内定着を促進していくために、県はどういうに取り組んでいるのか伺います。

次の質問は、県外へ転出した若者の還流の促進についてです。

大学生の二人に一人が奨学金を利用していると言われております。奨学金の借入総額の平均は三百十万元、平均返還年数は十五年ほどとされており、奨学金の返還は多くの若者にとって経済的な負担で、結婚やその後の生活にまで影響が及ぶこととなります。奨学金の返済は若者のキ

午後二時八分再開

○副議長（齊藤 翁） 五分間休憩いたします。

午後二時休憩

大学生の二人に一人が奨学金を利用していると言われております。奨学金の借入総額の平均は三百十万元、平均返還年数は十五年ほどとされており、奨学金の返還は多くの若者にとって経済的な負担で、結婚やその後の生活にまで影響が及ぶこととなります。奨学金の返済は若者のキ

ヤリア選択にも影響し、奨学金返還支援制度がある企業を就職先として重視する学生も多いとされています。

奨学金返還支援制度については、既に多くの自治体で取り組まれておられます。本県もおもり若者定着奨学金返還支援制度として、県内の就職を選ぶきっかけや県内定着・還流につながることを目指し、取り組んでいます。本制度の利用促進を図つていくには、就職予定者や県内企業に要件やメリット等を周知し、登録数増加につなげていく取組が重要と考えます。

そこで、一点目として、おもり若者定着奨学金返還支援制度における令和七年度就職予定者のうち、県外在住者の登録数と登録促進に向けた取組について伺います。

二点目として、県外へ転出した若者の還流を促進するため、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

質問の三つ目は、子育て支援の充実についてです。

共働き世帯の増加やライフスタイルの変化等から、保育の選択肢を増やすことを求めるニーズの高まりや多様な働き方の広がりから、様々な子育てニーズに応えられるサービスの充実が求められております。

本県は、青森県こども計画において、多様な保育サービスに向けて、延長保育、一時預かり、病児、ベビーシッター、障がい児の受入れなどを推進することとしておりますが、着実な推進を期待いたします。

そこで、一点目として、多様な保育サービスの充実に向けて、県ではどのように取り組んでいるのか伺います。

病児保育は、子供が病気で集団保育が難しい期間に保育所や病院に併設された専門スペースで一時的に預かるサービスで、保護者の働く環境を支える事業として不可欠な取組と考えます。

しかし、感染症等の流行状況や子供の病気の回復具合によって利用児童数が大きく変動するため、病児保育事業は不安定な経営になりやすく、また、看護師や保育士の人工費の負担等の利益性から、必要とされ

ながらも参入が進まず、自治体の二割に病児保育事業がないといった問題を抱えています。八戸市では二か所の設置にとどまっています。県内の病児保育は実施施設数が三十施設ほどで、九千人ほどの利用者数であります。利用ニーズはその三倍と推計されています。

厚生労働省では、病児保育の安定的な提供体制に向けて基本単価の引上げが行われた一方で、加算単価の引下げも行われたため、利用児童数の規模による影響も指摘されており、規模にも影響を受けない補助制度の見直しが求められています。県内でも病児保育の充実を希望する声が多く上がっていることから、設置促進と地域格差の解消を図る取組を進めたいと考えます。

そこで、二点目として、病児保育に係る本県の現状と県の取組について伺います。

多様な保育サービスの一つとして、ベビーシッターは、体調不良や冠婚葬祭などの緊急の際や、休日、夜間の預け入れ、休息でリフレッシュしたいときなど、保育園などの施設では対応できない場合の子育てニーズにも対応できるのが特性であり、居宅訪問型サービスなので、保護者や子供への負担がないのが強みと言えます。県内においては理解醸成がそれほど広がっていないと思いますが、利用可能な事業所数は徐々に増えてきているようであり、子育て世帯の生活スタイルの多様化や、身近な祖父母の仕事等で見ることがかなわなくなってきたことなども踏まえると、ベビーシッターの利用ニーズは今後ますます増していくものと思われます。

県では、県が認証した事業所に所属するシッターを低額で利用できる支援をしておりますが、夜間、休日、病児など、急な子供の預かりニーズを支える支援として評価いたします。県が認証することでシッターへの信用や理解が高まり、利用促進が図られることを期待いたします。今後は、地域格差の解消やサービスの質の向上、理解醸成の促進に市町村と連携して普及拡大に努めていただきたいと考えます。

そこで、三点目として、ベービーシンターの利用しやすい仕組みづくりは重要と考えますが、県の見解について伺います。

次の質問は、大臣許可漁業のスルメイカの資源管理についてです。小型スルメイカ漁業をめぐる問題については、これまでの御答弁を伺つて、小型スルメイカ釣り漁業が国の採捕停止命令により苦境に置かれていることを再認識いたしました。小型イカ釣り漁業は零細な漁業者が多いので、これからも継続的に操業していくよう、国にも考えていただきたいと思います。

一方で、今期は三陸沖で好漁が継続し、七月に始まつた小型イカ釣り漁を皮切りに、大中型まき網、冲合底引き網、中型イカ釣りの大臣許可区分四業種全てが上向き、冲合底引き網漁業では、九月一日の解禁以降、八戸港を拠点とする中型船十隻で一日当たりの上限となる二百トン近くの水揚げが続いておりましたが、TAC消化を踏まえて、追加配分で漁獲枠が増えたものの、十日ほどで漁獲制限や休業を余儀なくされておられます。根本的に漁獲枠が少なく、漁獲枠を決めた資源調査の在り方に疑問を感じるものであります。

同様に、スルメイカを漁獲する中型イカ釣り漁業やまき網漁業も漁獲枠を気にしながら網渡りの操業を強いられており、今後の操業や管理が厳しい状況と心配するものであります。そのことから以下伺います。

一点目として、スルメイカを漁獲する大臣許可漁業の漁獲状況について伺います。

二点目として、大臣許可漁業に対して、今後、採捕停止命令が発出される可能性があるのか伺います。

次の質問は、漁業・水産人材の確保・育成についてです。

海水温の上昇や海洋生態系の変化等による漁獲減、燃料価格の高騰、漁業規制など、漁業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

二〇二三年漁業センサスによると、県内漁業就業者数は、五年前二〇一八年より一九%減少、経営体も一六%減少、六十五歳以上が四〇%を

超えるなど、減少と高齢化が深刻な状況にあり、若い担い手の確保と育成は喫緊の課題であります。

漁業人材の確保には、自然との共生や達成感、食文化を支える貢献性などの漁業の魅力を発信していくとともに、魚や漁業に関心や興味を抱いている方に対する体験機会を通して理解を深めて新規就業者につなげていく取組も大切であります。

また、その育成には、漁業後継者に漁業の知識や技術、資格の習得など、実践的な研修で後継者を育成していく取組が必要であります。若い世代を対象とした就業希望者の掘り起こしから就業後の定着に至るまで各段階に応じた取組が重要であることから、県として、本県漁業の担い手確保、育成に努めていただきたいと思います。

そこで、一点目として、県では、漁業就業者の担い手確保、育成にどのように取り組んでいるのか伺います。

県立八戸水産高校は、県内唯一の水産高校として、県内外に漁業・水産人材を輩出してきました。近年、入学者数の減少や進学者の増加などで漁業、水産業への就労は少ない中にありますが、航海士、機関士の育成のほか、地元自治体や漁協等と連携した栽培学習や新たな加工品の開発など、特色ある教育活動等により、実践的な担い手育成に取り組んでいると伺っており、県内の漁業、水産業を担う人材確保につながっていくことを期待したいと思います。

そこで、二点目として、県立八戸水産高校における漁業・水産人材の育成に向けた特色ある教育活動について伺います。

次の質問は、主体的に未来を切り拓く高校生による「あおもり創造学」プロジェクト事業の取組についてです。

見通せない時代を迎える、予測不能な時代を生き抜く未来を創造する力の育成は重要であります。このような中、高等学校では、二〇二三年度から、主体性、課題解決力、思考力などを育成するための総合的な探究の時間が必修となり、県内の県立高校においても探究学習が行われており

ります。

また、本県では、令和五年度から全ての県立高校の全生徒が総合的な探究の時間や課題研究の時間において、あおもり創造学探究学習が取り組まれています。年明けに開催されている成果発表会では、各高校からふるさと発見、祭り、食、産業、環境、芸術、商品開発など、多様なテーマによる研究発表や研究協議が行われておりますが、参加された生徒たちは、新たな発見や考え方への気づきのほか、探究課題や探究心がさらに磨かれていく貴重な学びの機会になつてはいるのではないかと思ひます。研究発表以外にも、各校では総合的な探究の時間において、ふるさとへの愛着や郷土への理解につながる様々な探究学習も行われおり、私の身近なところでは、八戸東高校がはちのへ創造学と題して、漁業のイメージ改善、介護の未来、人手不足とU-I-Jターンの関わり、スイーツでの地域の盛り上げ、保育園の労働環境、アップサイクルと経済効果、学生が過ごしやすいまちづくりなど、様々なテーマの探究学習が行われていて、市内コーヒー豆専門店とのコラボによる八戸コーヒーの商品化、古代エジプト展にちなんだ喫茶店とのコラボによるエジプト風ピザの商品化、八幡駒をかたどったクッキー開発といった、食を通して地元を考え、盛り上げる活動が話題を集めており、ふるさとへの愛着の醸成や対話力などの育成が図られていくものと思ひます。

が長く低迷してきた本県ですが、近年、ジュニア世代の育成やトップアスリートの雇用制度など、強化の取組によつて得点を獲得した競技数や、得点につながつていらないものの、東北大会での順位の向上など、競技力の底上げが図られてきました。

本年の滋賀大会は、天皇杯が二十三位、皇后杯が十四位と目標の十位以内には及びませんでしたが、確実に順位を上げてきております。来年の目標達成には少年勢の底上げと得点配分が高い団体競技の入賞数を増やすことが不可欠であります。競技力強化の総仕上げに期待したいと思います。

そこで、一点目として、第七十九回国民スポーツ大会の結果を受け、本県の競技力の現状についてどのように捉えているのか伺います。

二点目として、あおもり国スポに向けて、今後、競技力の向上にどのように取り組んでいくのか伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 山田議員にお答えいたします。

まず、漁業就業者の確保、育成に向けた県の取組についてであります。県では、将来の漁業を担う就業者の確保に向けて、就業を希望する大学生等を対象に、多様な漁業を体験できるインターナンシップや、県内外で漁業就業支援フェアを開催しているほか、移住漁業者の声などを紹介するウェブ媒体「あおもり漁師への道」を活用しながら、本県漁業の魅力や求人情報を発信しております。

また、今年十月には、漁協職員等を対象として、新規就業者に対するサポートや受入れ側の体制などを学んでもらうことを目的とした勉強会を開催し、三十四名に参加いただきました。

そこで、本事業の取組内容と成果について伺います。

最後の質問は、青の煌めきあおもり国スポに向けた競技力の向上についてです。

来年は、本県開催の青の煌めきあおもり国スポを迎えます。総合成績

就業者の育成に向けては、漁業後継者の育成研修として、毎年賓陽塾を開講し、漁業技術や関係法令、資源管理等を学ぶ基礎研修や小型船舶操縦士の資格取得に向けた講習等を実施しているほか、普及指導員によ

る現場での技術指導や助言などを行っているところでございます。

続いて、本県の競技力の現状と認識についてお答えいたします。

まずは、本県代表として郷土の誇りを胸に、滋賀国スポ・障スポに出場された選手や関係者の皆様に対し、改めて敬意を表したいと思います。

本県の滋賀国スポ男女総合成績は、前年の佐賀国スポと同じく二十三位となりました。個人競技での三名の優勝に加え、団体競技では二種目で優勝、そのほかの上位入賞も含め、多くの好成績を残していただきました。

そうした中、あおもり国ス po 冬季大会が目前に迫っています。これまでの競技力向上の取組をより一層強化するとともに、青の煌めきあおもり国ス po・障ス poにおいて、全ての本県選手が悔いなく精いっぱい戦い、県民の皆様に大いに輝きを見せていただくとともに、夢と希望を与えていただきたいと考えていております。

○副議長（齊藤 爾） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 初めに、若年女性の県内定着促進のための県の取組についてお答えいたします。

県では、若年女性が進学や就職で県外へ転出している状況を踏まえ、県内企業で活躍する女性社員が高校の就職イベントや大学のキャリアデザインの講義において、生き生きと働くことができる職場環境や本県の暮らしやすさなどについて、自らの体験談を交えながら、分かりやすく伝える機会を提供しています。

また、今年度から新たに就職先を検討している女子学生と県内企業の若手女性社員の交流会を県内の大学で開催しています。交流会では、女子学生が抱えるキャリアやライフスタイルなどの相談に対し、若手社員が女性の視点で応じるなど、対話を通じて地元に貢献する仕事の魅力や充実した暮らしに対する理解を深める取組を進めております。

お答えいたします。

県では、県外へ転出した若者の還流を促進するため、Uターン者が多い東京都や宮城県で開催される合同企業説明会に職員を派遣し、県内就職の魅力や移住に関する支援制度等を求職者にPRするほか、県内企業や県外の大学に県が出向き、自社の魅力や県内就職に関する支援について、大学生に直接PRするイベントを開催しています。

また、高校を卒業して県外へ転出した後も本県とのつながりを続けるために、スマートフォンアプリを活用して本県の魅力や情報を定期的に発信しているほか、帰省時期に合わせて本県への還流を呼びかける新聞広告を掲載するなど、市町村や関係機関と連携しながら、SNSやウェブサイト、イベントなど、様々な媒体や手法を用いて、青森の仕事や暮らしやすさなどの発信に取り組んでまいります。

次に、保育サービスの充実に向けて県の取組についてお答えいたします。

県では、市町村による保育所等の運営を維持する取組を支援するとともに、子供の健やかな生育に重要な役割を担う保育従事者の雇用の促進などにより、保育士等の人材確保と資質の向上に取り組んでいます。

また、多様な保育ニーズに対応する延長保育、一時預かり、病児・病後児保育をはじめとした地域子ども・子育て支援事業を行う市町村を支援しているほか、今年度から子供を預けたいときに預けられる仕組みの一つであるベビーシッターの利用料負担軽減制度を創設したところであります。引き続き、保育サービスの充実に向けて積極的に取り組んでまいります。

○副議長（齊藤 爾） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 御質問に順次お答えいたします。

まず、女子学生の近年の県内就職の状況についてです。
青森労働局の資料によると、過去三年間ににおける県内大学及び短大の女子学生について、卒業後の県内就職者数とその割合は、それぞれ

三月末現在で、令和五年三月卒業者については、就職者千六百六人のうち、県内就職者は六百六十七人で四一・五%、令和六年三月卒業者については、就職者千五百五十九人のうち、県内就職者は五百七十九人で三七・一%、令和七年二月卒業者については、就職者千五百七十七人のうち、県内就職者は六百三十人で三九・九%となっています。

次に、あおもり若者定着奨学金返還支援制度について、令和七年度の就職予定者のうち、県外在住者の登録数と登録促進に向けた県の取組についてです。

あおもり若者定着奨学金返還支援制度において、令和七年度の就職予定者の登録数は百十四人であり、そのうち、県外在住者は三十一人となっております。

県外在住者の登録を促進するためには、奨学金を利用している若者に幅広く周知することが重要であることから、県内大学と連携し、学内で開催される就職セミナーなどで直接PRを行うほか、あおもり奨学金サポートサイトやSNSを活用した広報など、様々な手法を用いて情報発信に取り組んでおります。

また、多くの若者に県内就職を選択してもらうためには、本制度の趣旨に賛同していただき、奨学金の返還を支援する県内企業等の登録数を増やす必要があることから、企業訪問によるPR活動をはじめ、県や市町村の広報誌や産業団体の会報誌への掲載などを通じて、本制度の周知に取り組んでいきます。

次に、病児保育に係る本県の現状と県の取組についてです。

本県における病児保育事業の実施状況は、令和六年度末時点で運営費補助を活用して事業を実施しているところが十九市町村三十六か所あり、近隣市町村との広域連携によりサービスを確保している七市町村を含めると、二十六市町村で実施しております。

また、県では、病児保育を推進する取組として、市町村に対する運営費の補助のほか、青森県病児保育事業スタートアップマニュアルを作

成、周知するとともに、病児保育に関心のある保育士等を対象とした病児・病後児保育研修を実施しております。

最後に、ベビーシッターの利用しやすい仕組みづくりに向けた県の認識、取組についてです。

県では、ベビーシッターの利用しやすい仕組みの一つとして、県が認証した事業者が派遣するベビーシッターの利用料の一部を助成するキッズシッター利用支援事業を令和七年六月から開始し、令和七年十月末までに、延べ五十三世帯八十一人の児童の利用に係る助成金として、約百二十四万円の交付決定を行いました。

本事業の実施におきましては、県の広報誌、テレビ広報、公式LINE、A-Tubeなどのあらゆる広報媒体を利用して、積極的に情報発信を行っております。県としましては、今後も様々な機会を捉えて情報発信し、事業の認知度を高め、事業に参画する認証事業者及び利用者の増加に向けて取り組んでいきます。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長

○農林水産部長（成田澄人） 大臣許可漁業のスルメイカ資源管理に関する御質問一点にお答えいたします。

初めに、スルメイカを漁獲する大臣許可漁業の漁獲状況についてです。

本県の周辺海域におけるスルメイカを漁獲する大臣許可漁業は、漁船の総トン数が三十トン以上のイカ釣り漁業と十五トン以上の沖合底引き網漁業及び大中型まき網漁業があります。

これらの漁業種類ごとの令和七管理年度における十一月十三日時点の漁獲状況は、イカ釣り漁業が、漁獲可能量二千六百三十一トンに対して漁獲数量千百八十四トンで消化率四五%、沖合底引き網漁業が、漁獲可能量七千二百九十六トンに対して漁獲数量六千二百二十四トンで消化率八五%，大中型まき網漁業が、漁獲可能量九百八十六トンに対して漁獲数量五百四十五トンで消化率五五%となっています。

次に、大臣許可漁業に対して、今後、採捕停止命令が発出される可能性があるのかについてお答えいたします。

大臣許可漁業の採捕停止命令は、イカ釣り漁業や沖合底引き網漁業など、漁業種類ごとの漁獲量が設定された漁獲可能量を超えており、また超えるおそれがある場合に発出される可能性があります。

また、小型スルメイカ釣り漁業を含めた大臣管理区分全体の漁獲量の総量、もしくは知事管理区分も含めた全ての漁業種類による全体の漁獲量の総量が設定された漁獲可能量を超えており、または超えるおそれが著しく大きい場合においても発出される可能性もあります。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問三點についてお答えいたします。

まず、県立八戸水産高等学校における漁業・水産人材の育成に向けた特色ある教育活動についてです。

県立八戸水産高等学校では、海洋生産科と水産工学科の一学年生徒等がハワイ沖でマグロはえ縄漁業を体験する国際航海実習を行っています。

また、水産食品科では、階上町と官学連携に関する協定を結び、町の魚であるアブラメをブランド魚として県内外に広めるための養殖技術の確立や加工品の開発に取り組んでいます。また、海洋生産科では、文部科学省の高等学校DX加速化推進事業を活用して、徳島県の企業や徳島大学、愛知県立三谷水産高等学校と連携し、本県の海においてカキを養殖する技術について研究を行っています。

さらに、水産の魅力を子供たちに伝えるため、学校の文化祭である水産デーでは、シミュレーターを使った操船体験を行ったり、中学生の体験入学では、実習船「青森丸」に乗船して八戸港内クルーズを行ったりしております。これらの取組をSNS等で積極的に情報発信しています。

次に、「あおもり創造学」プロジェクト事業の取組内容と成果についてお答えします。

本県の県立高等学校では、全ての生徒が地域資源や人材を活用し、青森県の課題や可能性を主体的に探究する学習「あおもり創造学」を取り組んでいます。

各学校では、地元の自治体、企業、大学等と連携しながら、ワーケーションやフィールドワークを実施しています。例えば、県立八戸東高等学校では、「はちのへ創造学～地元のこれからを考える～」というテーマで、生徒が設定した地域課題について、市役所や病院、企業等への取材や調査を行い、解決策の有効性を探るなど、地域に貢献する活動等を通して実践的な学びを深めています。

また、学校の取組を広く情報発信するため、県教育委員会では、各学校の代表生徒が一堂に会して行う成果発表会を開催しているほか、各学校では近隣の小・中学校等を直接訪問し、自校の取組を発表するなどしています。

こうした取組を通じて、生徒の主体性、課題解決力や情報発信力を育むとともに、郷土に対する愛着や誇り、地域への貢献意欲の醸成を図っています。

次に、あおもり国スポに向けた競技力向上の取組についてお答えします。

県教育委員会では、あおもり国スポに向け、各競技団体がより多くの試合経験を積むための強化試合や合宿等を行えるよう支援するとともに、定期的に実施するヒアリングを通して競技団体が抱える課題を迅速に把握し、課題に対応した強化事業の活用等について助言を行うなど、競技団体と連携しながら競技力の向上に努めています。

また、全国及び国際大会等で活躍するトップアスリートや指導者の県内企業等への就職に向けた取組をより一層強化するとともに、個人や競技団体で購入が困難な競技用具等の整備を引き続き進めています。

来年一月開催の冬季大会を皮切りに、あおもり国スポがいよいよ始まります。本県の強みである冬季競技の活躍が十月の本大会につながるよ

う、より一層競技力向上に取り組んでまいります。

○副議長（齊藤 爾） 山田議員。

○三十九番（山田 知） 何点か意見を申し上げます。

まず、スルメイカについてでございます。

先ほど、イカ釣り漁業、あるいは沖合底引き網漁業、また、大中型まき網漁業、それぞれTACの消化率の答弁がございました。イカ釣り漁業、大中型まき網漁業につきましては四五%、五五%ということですまだ大分余裕がありますので、今期に関しては大丈夫だと思いますし、沖合底引き網漁業は八五%でありますけれども、大分自主制限、休漁等もしていますし、もちろんしっかりと管理もされていますから、超過といった事態にはならないものと理解しております。

今回のスルメイカの問題につきましては、やはり根本的な漁獲枠が小さいこと、そして小型イカ釣りの管理ができていないことが問題だと私は思っております。小型イカ釣りにつきましては、県内で約二百五十隻、全国で一千隻と隻数は多いですけれども、管理が大変難しいという事情はあると思いますけれども、それでも管理されなきやならないルールでございます。

新聞報道によりますと、九月末時点で全国の小型イカ釣り船の漁獲量が五千八百トンを超えて、水産庁からTAC超過の可能性が高いという指摘を受けたという報道がありました。しかしながら、その後、県内の小型イカ釣りの休漁措置を決めたのは約半月後、十月十七日なんですね。半月以上も操業していたことになりますし、管理体制がまず問題だらうと思つております。

TACが消化されて、また十一月に入つてから増枠が認められましたけれども、それでも小型イカ釣りの超過が続いております。他業種からの融通という声も新聞報道でも出ておりましたけれども、TACを守つてきた他業種からしますと、非常に困る話だと伺つていろいろあります。

小型イカ釣りの超過分、また、全国の定置網の現行水準の超過分が結構留保分から差し引かれるということになりますから、その分、他業種に行く配分が減つていくということで他業種に大きな影響が出ている。これが今きちんと管理されないことで他業種に大きな影響が出ています。の時代だと私は思つております。

沖合底引き網は沖合底引き網で、やはり加工用のイカを確保していく上で大事な業種でありますし、小型イカ釣りも中型イカ釣りも鮮魚という部分では大事だと思います。それぞれ大事な業種でありますが、やはりルールを守つていく、管理をしっかりとしていくということがまずは大切ではないかなと思っております。

そこで、漁業法第六条には、国及び地方公共団体は、水産資源の管理を行うということが規定されておりますけれども、業種別の報告体制では、小型イカ釣り漁業五トン以上は県漁連を通して県に報告、また、五トン未満に関しては、所属漁協から県に報告という報告体制になつていると理解しておりますが、県は指導、助言する権限はないという立場に立つておりますけれども、私はあると思っております。しっかりと法に基づいた権限を行使していただきたいと思いますし、また、国に対しても、TACの見直し、あるいは柔軟対応というのは、これからも引き続き粘り強く要望を続けていただきたいと思います。

次に、水産高校の部分になります。

人材育成を大変頑張つておられると私も評価をしております。ただ、一方で、水産教育の教員が少ない、また、採用試験での応募がなかなか少ないとといった課題があるということも伺いました。現状では、やはり定年延長で勤務している水産教育の先生が多くいらっしゃる。水産教員の免許を取るには、海洋大あるいは水産大、水産学部でないと取得でききないということです。そのような大学、あるいは学部、多くの学生は水産高校も行つておられるかなと思っておりましたけれども、そうではなくて、普通高校、あるいは他の水産以外の職業高校から入つてい

るという方が多いということです。

海とか、魚に関心がある生徒さんも多いと思いますので、ぜひそういう大学に入った方に本県の水産教員を受験していただきたいか、そういうアプローチも必要だと思いますし、県内で普通高校、あるいは水産高校以外の生徒さんへの水産へのアプローチということも、一つ将来的には確保につながっていく可能性があるんじゃないかなと思いますので、ぜひ持続可能な水産高校の運営に向けて、水産教員の確保に向けてもより一層、県としても何か策を考え取り組んでいただきたいと思います。

国スポの話でありますけれども、来年の競技力向上に向けてしっかりと取組を進めていただきたいと思いますし、その後につきましても、ある程度競技力を維持していくことが大事だと思います。競技力の高い選手、あるいは指導者というのをこれからもしっかりと維持し、あるいは確保し続けていくための一つの鍵を握っているのがジヨブスボあおもりだと思います。いつまでこの制度があるか分かりませんけれども、しっかりと選手を支えていく環境、あるいは企業としての社会貢献、両方の意味を持つ、これを応援する制度だと思います。これからも青森県の競技力が一気に落ち込むことがないようにある程度維持して、これからも夢、希望を与え、そしてトップアスリートのような方が身近にいて、競技をしっかりと続けていけるような環境をつくっていただくこともお願いしたいと思います。

そして、最後に、意見としてもう一つ、あおもり創造学でございます。本当に大事な事業だと思っております。学力向上ももちろん大事でありますけれども、やはりコミュニケーション、対話力ということが大事だと思っております。私は市内の高校のコミュニケーションスクールのほうも関わっておりますけれども、大学の先生もそのコミュニケーションスクールのメンバーに入っていますが、やはり対話力、コミュニケーション能力というのは、いろんな地域の方々といろんなことを取り組んでいく

中で培っていくものなので、これは非常に代え難い学びであるということです。こういったことをしっかりと重視していくことが大事であるというお話をされて、私もなるほどなと思つて伺つておりました。

学力向上も大事でありますが、やはりこれからの時代を生き抜いていくには、考えていく、そして、いろんな人と協働して解決していく、そういういつた様々な力をまさにけていくのがあおもり創造学、また、探究学習だと思つておりますので、どうかその重要性は各高校も理解し、様々取り組んでいると思いますけれども、今後とも、そういうものを後押ししていくあおもり創造学事業を続けていただくことをお願い申し上げて、終わります。

○副議長（齊藤 爾） 三十分間休憩いたします。

午後二時四十九分休憩

○議長（工藤慎康） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

三十一番高橋修一議員の登壇を許可いたします。——高橋議員。

○三十一番（高橋修一） 自由民主党の高橋修一です。議長のお許しをいただきまして、所感を申し上げ、一般質問を行つてまいります。

令和七年十月二十一日、第二百十九回臨時国会が召集され、同日、首班指名選挙が行われ、高市早苗自由民主党総裁が第百四代内閣総理大臣に指名されました。高市総理は、内閣制度百四十年の歴史上、初の女性総理として歴史の扉を開きました。総理就任後初の所信表明演説の冒頭、日本人の底力を信じてやまないと高らかにうたわれました。搖るぎない確固たる信念と決意、日本国リーダーによる日本と日本人への信頼こそ希望そのものであります。日本再起の礎となります。新政権発足から一ヶ月余り、米国トランプ大統領をはじめとする首脳外交を積極的に展開、二十一・三兆円の経済対策を閣議決定、国民の期待も大き

く、頼もしくも誇らしく、すばらしい政権のスタートを切つております。

そして、令和七年十一月十五日、私ども自由民主党は立党七十年を迎えた、党声明を発表いたしました。我が党は、政治は国民のものとの考え方を原点に、国民全般の利益と幸福に奉仕する国民政党として、今日まで歩みを進めてきました。そして、この理念の下、常に国民の立場に立脚し、正しい伝統や秩序は守りつつ、時代と真摯に向き合いながら前進を図り、戦後日本の安定と繁栄に貢献してまいりました。

現在、我々は大きな歴史の転換点を迎えてます。これまで当たり前に思われていた価値観が変容し、先行きの見えない時代に直面する今、政治に求められるのは、その将来の不確かさを可能性に変え、国民の不安を安心や希望へと変えていくことです。

自由民主党は、地域に根差した国民政党として、一人一人の思いに寄り添いながら、国民の命や暮らしを守り抜くとともに、国の未来に責任を持つ政党として政策を着実に推進し、自助を尊重しつつ、共助・公助で支え合う日本らしい社会を、国民と共につくってまいります。

我が党の真髓は、秩序の中に前進を求める、前進の先に秩序を見いだしていく、可能性と調和の政治姿勢にあります。取り巻く環境が変化する中で分断や対立が生じたとしても、我々は必ずそれを乗り越え、日本の政治をしっかりと前へと進めてまいる決意であります。

以上を申し上げまして、通告に従い、順次質問をしてまいります。

初めに、地方創生のさらなる推進についてでございます。

平成二十六年以来、これまで約十年間にわたり、人口減少、少子高齢化、若者・女性の流出など、地方が抱える課題に対し、地方が主体となつた地方創生の取組が進められております。全国的にこの間の取組の結果、一定の成果が生まれてきているものと思われますが、その取組は道半ばであり、本県をはじめ、地方の現状はまだ深刻なものがありま

間の指針となる地方創生二・〇基本構想を策定いたしました。そして、今月十一日には、これまでの新しい地方経済・生活環境創生本部に代わって、高市総理を本部長とする地域未来戦略本部が新たに設置されています。

ります。

高市総理は、さきの所信表明演説において、「事を論ずるには、当に己れの地、己れの身より見を起こそべし、乃ち着実と為す」という吉田松陰氏の言葉を用い、地方の活力は、すなわち日本の活力である、地方が持つ伸び代を生かし、そこに暮らす住民の皆様の暮らしと安全を守ること述べられ、国内外の半導体製造企業が立地進出した熊本県と北海道の例を挙げ、「のような事例を全国各地に次々と生み出していく」としました。そして、地域を超えたビジネス展開を図る中小企業を支援、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講ずることで、地方に大規模な投資を呼び込み、地域ごとに産業クラスターを戦略的に形成していくことで、地域未来戦略を推進すると述べられています。また、テクノロジー・地域資源を活用した付加価値の創出、地域外へのビジネス展開支援、二地域居住を含む関係人口創出、稼げる農林水産業の創出等を通じて、農山漁村・中山間地域をはじめ、地方に活力を取り戻すことなどを挙げられました。

所信表明演説においては、地方創生という言葉を用いず、地域未来戦略とした上で、地域経済や地域産業の振興に軸足を置いた施策を展開していくことを表明しております。今後は、国が設置した地域未来戦略本部において具体的な戦略が定められていくものと思われますが、これら新たな国の動きにも呼応した本県としての取組に期待するところでございます。

そこで、一点目として、県では、この十年間の本県における地方創生の取組の成果をどのように捉えているのかお伺いいたします。

そのような中、令和七年六月、国は、地方創生に係る取組の今後十年

本部を設置しましたが、県は今後、どのように取り組んでいくのかお伺いします。

いたします。

次に、所得向上・労働力確保に向けた青森みちのく銀行との連携協定についてでございます。

令和七年七月、青森県と青森みちのく銀行は、所得向上・労働力確保に向けた連携に関する協定を締結したとのことであります。

本年三月発行の青森県社会経済白書によりますと、本県の所得向上、労働力不足について、次のようにまとめられております。

労働力不足と賃金の増加については、人口減少により働く人の数が減少し、就業者数の減少につながっている。この状況は平成二十四年以降

顕著で、特にコロナ禍の令和四年及び令和五年には企業が求人を出して人も材が集まりにくい状態。結果として、労働需給が引き締まり、賃金

が上昇。最低賃金も上昇し、時間当たりの給与も増加傾向。物価との関

係については、定期給与の伸びは物価の伸びを下回っており、実質的な所得向上には至っていない。また、新規学卒者の基本給も上昇傾向にあらが、三十歳から三十四歳でようやく全国の大卒初任給水準に追いつく程度であり、全国と比べて低い。労働生産性の向上については、本県の労働生産性向上は主に就業者数の減少によるもので、付加価値の増加ではない。この傾向は多くの産業でも見られるが、就業者数が減少している一方で、名目GDPが維持または増加している産業もある。企業のコスト問題については、県内企業は人件費（労務費）の増加によるコスト上昇を価格に転嫁できない状況が多いことを含んで価格転嫁が十分に進んでいないことから、賃金引上げのための原資確保が難しいとされています。労働力不足の原因については、労働力不足の主な原因是、就業者数の減少に加え、働き方改革関連法による一人当たり労働時間の減少や、年収の壁による非正規で働く女性の就業調整などがある。以上のようないふたつの要因が、労働市場と所得の動向に焦点を当てた分析が行われております。

本年一月一日、青森銀行とみちのく銀行が合併し、青森みちのく銀行

として新たな一步を踏み出しました。新銀行は、青森県内に預金及び貸出金のシェア約八割、総預金残高は五兆円超と、東北でも上位を誇る規模のこととあります。旧両行ともに創業以来百年以上の長きにわたり、本県に根差した金融機関であります。所得向上、労働力確保については、青森県が抱える長年の政策課題であるとともに、同行が抱える長年の経営課題でもあると思われ、所得向上、労働力確保という共通の課題解決に向けたこのたびの協定締結による成果を期待するところであります。

そこで、一点目として、連携協定の内容についてお伺いいたします。二点目として、協定締結後の県の取組状況と今後の対応についてお伺いいたします。

次に、陸奥湾ホタテガイ養殖業の振興についてでございます。

人口減少社会が到来した今、陸奥湾沿岸地域においては、ホタテガイ養殖の振興そのものが本地域の人口減少対策の切り札となり、地域の維持、活力、成長の柱となり得ると考えるところであります。漁業者の高齢化や後継者不足が進む中につても、将来にわたってホタテガイ養殖業に魅力を感じ、ホタテ養殖の将来を担っていく若者が一人でも多く育つていくことを念願するところであります。そのためには、まずは稼げる、そして、将来にわたって安定し、若者にとって希望が持てるホタテ養殖業を確立することができれば、たとえ人口減少が急速に進む陸奥湾沿岸の漁村地域にあっても、地域の活力は維持されると考えるところであり、ホタテガイ養殖業に係る安定生産と諸課題解決に向けた県の取組は大変重要であります。

県では、令和六年十月、陸奥湾ホタテガイ総合戦略を策定し、同戦略に基づいた取組に着手されております。ホタテガイ養殖業を今後とも維持、発展させるため、漁業者だけでは解決が難しい安定した生産体制の確立等に向けて、県としてその責務をしっかりと果たしていくことを期待するところであります。

しかしながら、令和五年、令和六年の過去二年間は、夏の記録的な猛暑により、陸奥湾のホタテガイ養殖は高水温に見舞われ、へい死による甚大な被害が生じ、令和七年夏の水温も早い時期から平年よりも高い状態で推移しているとのことあります。三年連続の危機的状況と言え、ホタテガイの出荷に大きな影響が生じることは避けられないものと思われます。

現在、県では、陸奥湾全域の実態調査に取り組まれておりますが、被害の実態を把握した上で、本県のホタテガイ養殖が将来にわたって維持、存続できるよう、スピード感を持って万全の対策を講じるよう求めることであります。

そこで、陸奥湾の養殖ホタテガイ生産量が過去最低となるなど危機的な状況にありますが、ホタテガイ養殖の再興に向けた県の考えをお伺いするものでございます。

次に、統合新病院の開院についてでございます。

令和七年三月、青森県と青森市は、青森県立中央病院と青森市民病院の共同経営・統合新病院に係る基本計画を策定いたしました。本計画策定までの経緯を振り返りますと、青森県、青森市とともに、その時々で大変に難しく、高度な判断を迫られ、それだけに大変な御苦労を伴いながら、基本計画の策定まで至つたものと受け止めております。

青森県立中央病院と青森市民病院が、将来にわたり、県民、市民の健康を支え、安全で高度な医療を提供していくためには、両病院において、医師をはじめとした医療従事者の確保、施設の老朽化、狭隘化、経営基盤の強化、新興感染症への対応など、多くの課題を乗り越えていく必要があります。基本計画策定後も、引き続き、そのための一連の取組であります。基本計画策定後も、引き続き、青森県と青森市においては、これまで以上に連携しながら、本事業の着実な進捗を図っているものと思われます。

そして、今後も統合新病院の開院まで、環境の変化に応じて機動的、弾力的に必要な検討、見直しが行われていくものと思われますが、同計

画策定までの過程においては、地域住民から騒音や渋滞などの懸念が示されておりました。さらには、統合新病院の概算事業費については、近年の同規模病院の建築単価等を参考に算定され、八百八十五億円から九百六十六億円と見込まれております。昨今の建築資材、人件費などの上昇等により、事業費のさらなる増額が想定され、財政負担への対応が求められていくものと思われます。

このことから、一点目として、統合新病院整備に関する進捗状況と今後のスケジュールについてお伺いいたします。

二点目として、病院建設に伴う騒音や渋滞などの地域住民の懸念に対し、県はどのように対応していくのかお伺いいたします。

三点目として、統合新病院整備に対する地域医療介護総合確保基金の活用内容についてお伺いいたします。

次に、公立夜間中学についてでございます。

令和五年八月、県議会文教公安委員会では、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室より、夜間中学設置促進についての説明を受ける機会がございました。一年ほど前のことでありましたが、当時は本県も夜間中学について、市町村教育委員会や関係機関、一般県民を対象としたニーズ調査を行つて段階であり、県内四十市町村において設置の意向を示す自治体はなく、また、夜間中学 자체を知らない方も多いという状況にありました。

その後、県教育委員会では、令和六年度、青森県公立夜間中学設置検討委員会を設置し、同検討委員会において、青森県における公立夜間中学設置の基本的な考え方を取りまとめられました。以降、青森県内で初めての自主夜間中学が本年二月に青森市で活動を開始し、そして本年五月には、青森市が県内初の公立夜間中学の設置を表明され、令和九年四月の開校を目指すとしております。

本県においては、令和二年の国勢調査において、未就学者及び最終卒業学校が小学校の方が二万三千人を超えることが明らかとなつており、

就学の機会の提供が求められております。

そこで、本県初となる青森市の公立夜間中学の設置に向けて、県教育委員会はどのように取り組んでいるのかお伺いするものでございます。

次に、青森県立青森第一養護学校における教室不足への対応についてでございます。

近年、県内の知的障がいを対象とした特別支援学校については、児童生徒数の増加が続いているとのことであります。県教育委員会の発表によりますと、県内特別支援学校に通う知的障がいを持つ児童生徒数の推移は、平成二十七年度から平成二十九年度は千二百人前半でしたが、年々増加が続き、令和五年度には千三百人、令和七年度には千四百人を超えております。令和八年度からの三年間においても、さらに百人以上の増加が見込まれる状況にあるとのことであります。

特別支援学校の教室不足については、文部科学省発表の公立特別支援学校の教室不足の状況等の調査によりますと、令和五年十月一日現在で、全国で三千三百五十九教室の不足が生じており、子供たちの学びの場を確保するという観点から避けて通れない全国的な課題となつております。

県内の県立特別支援学校二十校のうち、知的障がいを対象とするのは十校であり、うち四校で教室不足が生じておりましたが、校舎の増築工事により、県立むつ養護学校については令和七年度内、県立七戸養護学校については令和九年度内にそれぞれ工事が完了予定のことであり、当面の教室不足が解消されることとなります。残る二校については、特別教室や管理諸室を一時的に普通教室へ転用するなどしながら今後の学級数の推移を注視しつつ、対応を検討することとしておりました。知的障がい支援学校の中でも県立青森第一養護学校の在籍数がここ数年急増しているとのことでありまして、その対応が求められていたところであります。

そこで、一点目として、青森県立青森第一養護学校における児童生徒

数及び教室不足の状況についてお伺いいたします。

二点目として、青森県立青森第一養護学校における教室不足に県教育委員会はどのように対応するのかお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わりります。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 高橋議員にお答えいたします。

まず、本県におけるこの十年間での地方創生の取組成果についてであります。

県では、これまで、仕事づくりをはじめとした各種取組を進めてきた結果、十年前と比べ、一農業経営体当たりの生産農業所得や県産農林水産品の輸出額、観光消費額が増加するなど、農林水産分野や観光分野を中心に、取組の成果が着実に現れてきていると認識いたしております。また、都道府県としては初めて小・中学校の給食費の完全無償化や不妊治療の生殖補助医療及び一般不妊治療の自己負担額の無償化を実現するなど、安心して子供を産み育てられる環境づくりを進めてきたほか、オンライン申請やキャッシュレス決済など、行政手続のデジタル化も着実に進めてきたところであります。

県としては、これまでの成果も踏まえながら、引き続き、あおもり創生総合戦略に基づき、地方創生に向けた取組を推進してまいります。

次に、地方創生のさらなる推進に向けた県の取組についてお答えいたします。

地方創生をさらに進めるためには、一人でも多くの方がここで暮らしたいと思える魅力ある青森県づくりが必要となります。

このため、地域未来戦略本部における議論など、国の動向を注視しながら、若者が十分な所得と働きがいを得られる魅力ある多様な仕事づくりや、安心して子供を産み育てられる環境づくり、高齢者も含めた全ての方にとつて暮らしやすく、持続可能な地域づくりに引き続き全力で取り組んでまいります。

続いて、青森みちのく銀行との連携協定締結後の県の取組状況と今後の対応についてお答えいたします。

本年七月の協定締結以降、県が三月に策定した所得向上・労働力確保に向けた実践プログラムを踏まえ、政策形成や事業の実施段階で協力でること、役割分担などについて対話を進めております。

現在まで実務者レベルで延べ五十回以上、幅広いテーマでの意見交換や検討を重ねており、お互いの強みや資源を融合させ、今後の事業や企画立案に反映させていきたいと考えております。

続いて、陸奥湾ホタテガイ養殖業の再興に係る取組についてお答えいたします。

陸奥湾のホタテガイ養殖は、近年の高水温等の影響を受け、非常に厳しい状況にあると認識いたします。

このため、陸奥湾ホタテガイ総合戦略に基づく取組を基本としながら、緊急的な対策として、残された親貝を確実に確保し、ホタテガイ養殖を未来につなげていくため、むつ湾漁業振興会が造成する親貝確保基金への支援を行うとともに、ホタテガイ産業の将来について議論するあり方検討会を設置することとし、本定例会に所要の予算を計上いたしております。

高水温や親貝不足、餌不足など、様々な問題の克服に向け、陸奥湾は一つの考え方の下、県をはじめ、市町村や漁業関係者、試験研究機関等が英知を結集し、一丸となつて取り組むことで、陸奥湾ホタテガイ養殖の再興を実現してまいりたいと考えております。

続いて、統合新病院整備での地域医療介護総合確保基金活用についてお答えいたします。

統合新病院の整備は、病院再編による高度・専門医療の集約、強化や医療需要を踏まえた病床の見直しなど、地域医療構想の実現に資するものとして、地域医療介護総合確保基金が活用可能となつております。

このため、県では、施設整備に係る国の基準等を参考としつつ、建設

資材価格の動向、また、青森地域が地域医療構想の実現に向けた国の重点支援区域に選定されていることなどを踏まえ、今後、この活用内容について検討してまいりたいと考えております。

なお、現在、国では、二〇四〇年ころを見据えた新たな地域医療構想の検討において、令和九年度以降の基金の取扱いについて検討されるところであり、県としては、引き続き、医療提供体制を確保していくために必要となる財源がしっかりと確保されるよう、国の動向を注視するとともに、必要に応じ、国に対して要望等を行つてまいりたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 総合政策部長。

○総合政策部長（後村文子） 初めに、青森みちのく銀行との連携協定の内容についてお答えいたします。

人口減少社会においても、地域経済の持続的発展を図つていくため、県と青森みちのく銀行は、所得向上・労働力確保に向けた連携協定を本年七月十一日に締結しました。

協定においては、県民の所得向上及び県内事業者の労働力確保に係る調査研究や施策の形成、実施、市町村や事業所、関係団体等の取組の促進などについて、連携、協力することとしています。

次に、統合新病院整備に関する進捗状況と今後のスケジュールについてお答えいたします。

統合新病院については、本年三月に策定した基本計画に基づき、診療機能などのソフト面や、施設設備などのハード面の検討を進めているところです。

具体的には、ソフト面では、各診療科の機能や体制、対象疾患等について、県立中央病院と青森市民病院へのアンケート調査やヒアリングを進めているほか、外来診療や入院診療等についてワーキンググループによる検討を進めており、これらの検討内容について、年度内を目途に取りまとめたいと考えています。

ハード面では、公募型プロポーザルにおいて、最優秀提案者に選定された佐藤総合計画・八洲建築設計事業所共同事業体と九月三十日に基本設計業務委託契約を締結し、令和八年九月までの一年間で基本設計を進めることとしています。

また、基本設計終了後は、実施設計、建設工事等、開院に向けたステップを着実に進めていきます。

次に、病院建設に伴う騒音や渋滞などの地域住民の懸念に対する対応についてお答えいたします。

統合新病院の整備に当たっては、地域住民の皆様の理解を得ることが重要と考え、青森市と連携し、住民懇談等の場を設け、御意見、御要望を丁寧に伺いながら検討を進めてきました。

地域住民の皆様からは、建設工事等に伴う騒音、地盤沈下、開院後のドクターへりや救急車の騒音、交通渋滞などに関する御懸念が示されており、その対策については、住民懇談等の場で説明を重ねてきたところです。

今後も、できる限り地域住民の皆様の生活環境に影響が生じることがないように、基本設計や関係機関等との協議の中で、建物の配置や工法などにおける具体的な対策を検討し、情報提供を行うなど、不安解消に努めてまいります。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問二点についてお答えします。

まず、本県初となる青森市の公立夜間中学の設置に向けた取組についてです。

県教育委員会では、令和六年八月に公立夜間中学設置検討委員会を設置し、現状や課題、夜間中学の目指す姿などについて議論を重ね、基本的な考え方として、令和九年四月の開校を目指すことが望ましいとされたところです。このような中、令和七年五月、青森市が設置の意向を表明し、同年六月、県に財政支援を求める要望書が提出されました。

県教育委員会としましては、青森市の取組は、広く本県における就学機会の充実に寄与するものであること等から、国の指標である令和九年度までの設置に向けて青森市を支援することとし、今年度は夜間中学が設置される青森市立古川小学校の空き教室等の改修に向けた設計に要する経費の一部を支援することとしています。

次に、青森県立第二養護学校における児童生徒数及び教室不足の状況についてお答えします。

県立青森第二養護学校は、これまでも児童生徒数が増加傾向にありましたが、令和三年度の百七十七人から今年度は二百五十二人となり、ここ四年間で七十五人増加しています。

このようなか、県教育委員会では、これまで校舎増築等により、可能な限り教室不足の解消に努めてきたところですが、今年度は普通教室が五室不足しており、特別教室の転用で対応している状況です。

令和八年度以降も児童生徒数が増加する見込みですが、さらなる増築には相応の年数が必要なことや、敷地が狭隘であり、教育活動に影響が生じることから、学校敷地内の対応が困難な状況となっています。

次に、青森県立第二養護学校における教室不足への対応についてお答えします。

県教育委員会では、県立青森第二養護学校の児童生徒の学ぶ場所を確保するため、令和八年四月から現在教室数に余裕のある県立青森第一高等養護学校校舎内に分教室を設け、希望する小・中学部の児童生徒が通学できるようにしました。

このことにより、青森市西部地区に在住する児童生徒の通学時間が短縮され、負担軽減につながるといった利点もあると考えています。

○議長（工藤慎康） 高橋議員。

○三十一番（高橋修一） 小谷副知事、総合政策部長、教育長の三人よ

り、それぞれ大変前向きな御答弁をいたしました。
陸奥湾ホタテガイ養殖業の振興については、主に補正予算の内容など

について御答弁を頂戴しております。その上で、この問題については、自民党県連においても、今月十七日に移動政調会として県漁連の幹部や漁業者などから危機的な状況を意見として承っているところであります。

そして、同日でありましたが、これは新聞報道を引用して質問させていただきますが、宮下知事が県町村議会議長会の場において、陸奥湾養殖ホタテガイの残渣の問題について御発言されたようあります。発言の内容については、県主導でしつかり取り組むとのことで、具体的には残渣を海に戻すことの影響について検証中とした上で、環境循環として海に戻すことが一番よい解決方法だと思うと述べられたとの報道がありました。

残渣の問題は長年にわたる課題でありまして、新たな考え方なのかなと感じ取ったところでもありますし、今後の推移を注視してまいりたいと思いますが、こういったことも含めて、今年もへい死が拡大する中にあって、長年の課題となっている残渣処理に関する県の考え方、あるいは取組の状況について再質問させていただきたいと思います。

○議長（工藤慎康）

小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 県では、ホタテガイ養殖の生産過程で養殖籠等に付着するユウレイボヤなどの養殖残渣を低減させるため、付着生物の種類ごとのラーバ出現時期を踏まえた上で、養殖作業を行う時期や養殖籠を下げる水深の調整など、養殖工程の見直しを進めているところでございます。

また、陸奥湾は、ホタテガイの餌となる植物プランクトンの増殖に必要な窒素やリンなどが少ない傾向にあることから、増え続ける養殖残渣を栄養塩の供給源として活用することができないか、目下県産業技術センター水産総合研究所と連携して検討を行っているところでございま

○三十一番（高橋修一） 今日は知事がおりませんので、これ以上質問はいたしませんが、いずれにしても、今後の検証の動向というか、結果を注視しながら、この問題の解決に向けて質問してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、県立青森第二養護学校における教室不足への対応についてであります。

午前中、工藤悠平議員も県内の特別支援学級に通う児童生徒数の増加について、教員の充足について指摘し、質問を行いました。同様に教室の不足も生じているということであります。

壇上で申し上げましたが、県内で四つの学校が教室不足にあるという状況にあって、現在、増築によつて二校が改善に向かうと。そして今、青森第二養護学校における対応についても御答弁をいただいたところであります。残り一校は弘前第一養護学校であります、こちらについても教室不足の状況にあるということになりますので、今後、県内の特別支援学校に通う児童生徒数の増加を見据えますと、いずれにしても当面の対応ではないかと思われますので、中長期的な視点での対応が今後必要になつてくると思うところであります。

したがいまして、これからそういう検討も行つていくとも伺つておりますので、教室の不足の問題についてもこの中でしつかりと検討を行つていただきまして、青森県内の子供たちの学ぶ場を保障するという観点からの責任を果たしていただきたい。このことを要望事項として申し上げさせていただきます。

その他の事項につきましても、いずれも県政にとつて極めて重要な政策課題であると受け止めております。しつかり取り組んでいただくようお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 以上をもつて本日の議事は終了いたしました。

なお、明二十九日及び三十日は県の休日ですから休会であります。

○議長（工藤慎康） 高橋議員。

十二月一日は午前十時三十分から本会議を開き、一般質問を継続いた

します。

本日はこれをもつて散会いたします。
午後三時五十八分散会